

図表 6.19 評価員全体研修会の実施内容

9:15	受付開始
9:45～10:00	事務連絡
10:00～10:10	開会 挨拶 関口修（短期大学基準協会・理事長）
10:10～11:00	平成 27 年度第三者評価における課題と平成 28 年度第三者評価の留意点について 原田博史（第三者評価委員会・委員長）
11:00～11:40	基準別評価票の作成について 麻生隆史（第三者評価委員会・副委員長）
11:40～12:05	基礎資料について 桜井一江（短期大学基準協会・事業課長）
12:05～12:20	移動
12:20～14:40	昼食・評価チーム打ち合わせ
14:40～15:05	書面調査・訪問調査の留意事項について 竹田貴文（短期大学基準協会・事務局長）
15:05～15:45	財務諸表の見方について 森本晴生（第三者評価委員会・委員）
15:45～16:25	質疑応答
16:25～16:30	閉会 挨拶 原田博史（第三者評価委員会・委員長）

6.4.7.3. 特徴等

短期大学基準協会の研修の特徴は、評価員未経験者を対象とする初任者研修と経験者を含む評価員全員を対象とする全体研修が設けられている点である。

半日で設定されている初任者研修の内容は、第三者評価基準、評価者の役割、短期大学設置基準に関する説明で構成されている。評価基準とそれに基づく評価者としての役割の理解に重きが置かれている。

一方、全体研修は、評価チームの打ち合わせや書面調査・訪問調査の留意事項など、より実務的な内容で組み立てられている。平成 27 年度の第三者評価の課題と平成 28 年度の第三者評価の留意点というテーマも設定されており、前年度の活動を踏まえた内容となっている点も特徴的である。

（出典）

□一般財団法人短期大学基準協会：『短期大学基準協会 第三者評価要綱』

http://www.jaca.or.jp/assets/files/2-1_jigyo/3_yoshiki/h29/1_h29_yoko.pdf

□一般財団法人短期大学基準協会：「第三者評価の概要」

<http://www.jaca.or.jp/service/evaluation/outline.html>

6.4.8. 薬学教育評価機構「評価者を対象とする手引き」

6.4.8.1. 概要

一般社団法人薬学教育評価機構は、薬学教育機関の教育の質を保証するために、薬学教育プログラムの公正かつ適正な評価等を行い、教育研究活動の充実・向上を図ることを通して、国民の保健医療、保健衛生、ならびに福祉に貢献することを目的とする機関で、その設立は2008年12月である。

評価事業は、総合評価評議員、基準・要綱検討委員、評価員という組織構成の下で進められている。各評議会・委員会及び評価員は大学薬学部、看護学部、薬剤師会に所属するメンバーからなる。

評価を担当する評価実施員については、同機構が実施する評価者研修を受講し、評価委員会が選任したものと定められている。

同機構が作成し発行している『薬学教育評価ハンドブック』（平成28年度版）には、「評価者を対象とする手引き」があり、ここに評価者が評価を行う上での基本的・前提的な事項がまとめられている。

6.4.8.2. 内容

『薬学教育評価ハンドブック』の内容は4部構成で、そのうち第2部に「評価者を対象とする手引き」が収められている。

図表 6.20 『薬学教育評価ハンドブック』の内容（目次）

I. 薬学教育評価 実施要綱
II. 評価の手引き
II-1. 評価を受ける大学を対象とする手引き
II-2. 評価者を対象とする手引き
III. 様式（自己点検・評価報告書、意見申立書等の様式）
IV. 資料（評価基準、守秘義務に関する規則等の資料）

以下に「評価者を対象とする手引き」の内容を引用する。内容の多くは第三者評価の実務の手順や内容を記した「2. 評価の実際」に充てられている。

図表 6.21 「評価者を対象とする手引き」の内容（目次）

1. 評価の基本事項
1) 評価の視点

- (1) 6年制薬学教育プログラムを評価することの社会的意義
 - (2) 「薬学教育評価 評価基準」(IV. 資料【資料1】)に基づくPDCAサイクルを意識した評価
 - (3) 6年制薬学教育プログラムの特徴
- 2) ピア・レビューによる評価
 - 3) 透明で公正な評価をめざす評価内容へのフィードバック
- ## 2. 評価の実際
- 1) 評価チームについて
 - (1) 評価実施員
 - (2) 評価チーム
 - (3) 権限
 - (4) 評価チーム会議
 - 2) スケジュールの概要
 - (1) 評価実施員説明会の開催
 - (2) 資料配付
 - (3) 書面調査と評価所見の登録
 - (4) 評価チーム会議①の開催と「評価チーム報告書案」の作成
 - (5) 「評価チーム報告書案」の送付と「評価チーム報告書案に対する確認および質問事項への回答」
 - (6) 評価チーム会議②の開催
 - (7) 訪問調査
 - (8) 評価チーム会議③の開催と「評価チーム報告書」の作成
 - (9) 評価委員会(主査を含む)の開催と「評価報告書(委員会案)」の作成
 - (10) 「評価報告書(委員会案)」の送付
 - (11) 評価委員会(主査を含む)の開催と「意見申立への回答」の作成
 - (12) 評価委員会(主査を含む)の開催と「評価報告書原案」の作成
 - (13) 「評価報告書」の作成
 - (14) 「評価報告書」の送付
 - (15) 「評価報告書」の公表
 - 3) 書面調査
 - (1) 評価に関わる資料
 - ①調書
 - 自己点検・評価報告書(様式3)
 - 基礎資料(様式4)
 - ②添付資料
 - (2) 評価の具体的な流れと方法

①資料の到着

②書面調査の作業プロセス

所見の入力について

- ・ 評価基準チェックシート（様式 15-2）による確認と基準ごとの現状の評価
- ・ 中項目の概評の作成
- ・ 長所と問題点および改善を要する点の記述
- ・ 質問すべき点の記述
- ・ 訪問調査で閲覧を希望する資料等の記述
- ・ 中項目の達成度の評定

「評価チーム報告書案」の作成について

「評価チーム報告書案」の申請大学への送付および回答について

4) 訪問調査

(1) 訪問調査の目的と概要

①目的

②概要

日程、出席者（機構、大学）、主な内容

(2) 訪問調査の事前準備

(3) 訪問調査の実施内容

①スケジュール

訪問中の移動、調査開始前に行う確認、大学の責任者および自己点検・評価の責任者等との意見交換、昼食、施設・設備の見学、授業参観、若手教員との意見交換、学生との面談、訪問時に閲覧を求める資料・データ等の閲覧、訪問調査のまとめ（2日目）、訪問調査結果に関する打ち合わせ

(4) 訪問調査に伴う旅費について

5) 訪問調査後の作業

(1) 総合評価の記述について

(2) 「評価チーム報告書」の評価委員会への提出

6) 評価報告書の作成

(1) 「評価報告書（委員会案）」（様式 17）の作成

(2) 意見の申立から「評価報告書」の決定まで

7) 評価結果の大学への通知と公表

3. その他 留意事項

1) 評価者倫理の保持について（IV. 資料【資料 5】【資料 6】【資料 7】）

2) 評価終了後の資料の取り扱いについて

3) 大学に連絡する場合の窓口について

(出典)

□一般社団法人薬学教育評価機構：「評価者を対象とする手引き」

http://www.jabpe.or.jp/special/handbook_28.html

6.4.9. 平成 27 年度第三者モデル評価・評価委員合同研修会

6.4.9.1. 概要

平成 27 年度文部科学省委託事業「職業実践専門課程の各認定要件等に関する先進的取組の推進」として、同事業の連絡調整会議が主催となって「第三者モデル評価・評価委員合同研修会」が平成 27 年 9 月に実施された。

モデル事業としての試行的な実施ではあるが、その内容は第三者評価の評価者育成の具体化を検討する上での参考となる点が多い。検討資料として以下にその内容を引用する。

6.4.9.2. 内容

内容は大きく 2 つのテーマと質疑応答で構成されている。具体的にはテーマ①「専修学校職業実践専門課程・第三者評価について～専門職高等教育の質保証～」とテーマ②「第三者評価における評価者の役割と業務」である。

テーマ①では、専門職高等教育をめぐる現状と質保証、学校評価に関する解説が行われた。続くテーマ②では、より実務に則した観点から、評価者が担う役割、業務について解説が行われた。

図表 6.22 内容 (テーマ①)

- | | |
|------|---|
| ○テーマ | 専修学校職業実践専門課程第三者評価について～専門職高等教育の質保証～ |
| ○講師 | 川口昭彦
(専門職高等教育質保証機構代表理事／大学評価・学位授与機構顧問・名誉教授) |
| ○内容 | - 21 世紀の社会が求める人材像は？ <ul style="list-style-type: none">➢ 社会のパラダイムシフト➢ 知識（基盤）社会➢ 知識社会とはどんな社会か➢ グローバル化➢ 知識社会と産業社会に求められる能力➢ 日本の雇用環境の変化 |

- 高等教育の基本的使命（社会の期待）
- 高等教育のパラダイムシフト
 - 高等教育のパラダイムシフト
 - 学習環境の変化
 - 次元の異なる質保証の対象
 - 高等教育質保証のパラダイムシフト
- 質保証（評価）文化の醸成・定着
 - 質リテラシー
 - 質保証（評価）文化とは
 - 「評価」の三つの機能
 - 資格証明のための認証
 - 高等教育におけるアクレディテーション
 - 高等教育におけるオーディット
 - アクレディテーションとオーディットの関係
 - 高等教育におけるアセスメント
- 保障すべき「質」とは
 - 「質」に関する理解
 - 保証すべき職業資格・学位の質
 - 質保証するための視点
 - 質保証の最重要課題は学修成果
 - 学修成果とは
- 大学等の認証評価制度
 - 大学評価とは
 - 大学評価の歴史的経過
 - 外部評価と第三者評価
 - 第三者による大学評価制度
 - 認証評価の目的
 - 専門学校の質保証の方向性
 - 教育の質保証
 - 専修学校の学校評価の歴史
 - 専修学校に求められる質保証
 - 質保証システムの構成
 - 質保証とは
 - 専修学校評価の三層構造
 - 専修学校の第三者質保証システム
- 専門職高等教育質保証機構の試行評価

- 評価事業に関する資料
- 試行評価の目的
- 基本の方針
- 評価基準
- スケジュール
- まとめ
 - 何のための学校評価か？
 - **Quality Assurance**
 - 相互の信頼から社会の信頼へ
- テーマ 第三者評価における評価者の役割と業務
- 講師 高橋稔（早稲田速記医療福祉専門学校講師）
- 内容
 - 第三者評価モデル事業の実施体制
 - 評価担当部会
 - 第三者評価モデル事業の業務
 - 評価業務の流れ
 - 書面調査
 - ヒアリング・訪問調査
 - 第三者評価報告書原案の作成
 - 柔道整復師養成分野 第三者評価基準のイメージ
 - 第三者評価基準の構成
 - 第三者評価基準の考え方
 - 評価の分類
 - 評価の観点 小項目が要求していること
 - 具体的な確認・チェック項目、確認資料
 - 基準 9 内部質保証
 - 関係法令、設置基準等の遵守
 - 学校評価
 - 分野別評価項目
 - 自己点検・評価報告書の構成と記述
 - 確認、評価の判断
 - 確認、評価の手順
 - 評価シート例
 - 確認メモ例
 - 第三者評価報告書への記述手順

- 中項目の評価記述例
- 第三者評価報告書への記述

(出典)

- 川口昭彦：「専修学校職業実践専門課程第三者評価について」
- 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構：「第三者評価における評価者の役割と業務」

6.4.10. 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

6.4.10.1. 概要

福祉サービス第三者評価事業は福祉の質的向上を目的とする取組である。この第三者評価事業は全国社会福祉協議会と都道府県推進組織（都道府県、都道府県社会福祉協議会等）の連携の下で進められているが、都道府県推進組織では評価調査者養成研修が実施されている。

評価調査者養成研修は、評価調査者としての業務を行うための条件として必ず受講すべき研修に位置付けられており、第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などについて習得することを目的としている。

教育機関に対する第三者評価の評価者養成研修ではないが、福祉は医療とも相互に関連の深い領域であり、かつ受講要件として「福祉、医療、保健分野の有資格者または学識経験者」等とあることから、参考事例としてその内容の概略を報告しておきたい。

6.4.10.2. 内容

評価調査者養成研修等モデルカリキュラムの内容を以下に引用する。

カリキュラムは大きく「基礎的研修課程Ⅰ・Ⅱ」と「演習」「実習」「総括」という5つの区分からなる。全体の標準学習時間数は30.5時間（5日間程度）である。

図表 6.23 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

□区分：基礎的研修課程Ⅰ（3.5時間）

研修課目・時間	目的・内容
① 第三者評価の理念と基本的な考え方	（目的）第三者評価事業の理念や基本的な考え方を理解する。 （内容）第三者評価事業について、その必要性や行政による指導監査との違い等について講義するとともに、あわせて福祉制度の動向等に

(講義 1 時間)	ついて解説を行う。また、医療機能評価や、ISO 等、関連分野における評価制度の動向ならびにその考え方に関する講義を行う。
② 第三者評価の全体像 (講義 1.5 時間)	(目的) 第三者評価事業の動向や「評価調査者養成研修」の位置付け等を理解する。 (内容) 第三者評価事業の目的や制度の概要に関する講義を行うとともに、本研修の位置付けならびに評価調査者養成研修の位置付け等について解説を行う。
③ 評価調査者の役割と倫理 (講義 1 時間)	(目的) 評価調査者として守るべき倫理や、訪問調査時の留意点を理解する。 (内容) 第三者評価事業における評価調査者の役割について講義するとともに、評価調査者として守るべき倫理や、求められる調査時の姿勢等に関する講義を行う。

□区分：基礎的研修課程Ⅱ（8 時間）

研修課目・時間	目的・内容
④ 第三者評価基準の理解と判断のポイント (講義 6 時間)	(目的) 大阪府における第三者評価基準の考え方を理解するとともに実際の第三者評価の方法を習得する。 (内容) 福祉サービス第三者評価基準の各項目についてその考え方や基準策定の意図等に関する講義を行う。また、実際の第三者評価における判断のポイントについても講義により習得する。
⑤ 利用者調査の方法等について (講義 2 時間)	(目的) 第三者評価における利用者調査の位置付けを正しく理解するとともに、その方法を学ぶ。 (内容) 第三者評価における利用者調査の位置付けや意義、その結果の取扱い、さらには実際の利用者調査の方法等について講義を行う。

□区分：演習（7 時間）

研修課目・時間	目的・内容
⑥ 書面調査の着眼点 (講義及び演習 3 時間)	(目的) 書面（事前）審査の目的や具体的な方法を理解・習得する。 (内容) 書面（事前）審査の必要性・目的、ねらいについて解説を行うとともに、実際の方法についてグループごとに「事例研究」を実施する。
⑦ 訪問調査の着眼点 (演習 4 時間)	(目的) 訪問調査における各第三者評価基準の評価判定方法、その着眼点を理解する。 (内容) 訪問調査における第三者評価基準の評価判定方法、着眼点についてグループにより課題演習、事例検討を行う。

□区分：実習（10 時間）

研修課目・時間	目的・内容
⑧ 実習 I	(目的) 実際に施設（事業所）を訪問、調査を行うことによって具体

(実習 7 時間)	<p>的な第三者評価の方法・技術を習得する。</p> <p>(内容)「協力施設(事業所)」を訪問、実際に調査を行うことにより、インタビュー技術等について実習を行うとともに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。</p>
⑨実習Ⅱ (実習 3 時間)	<p>(目的) 実習Ⅰの内容を受けて、第三者評価結果のとりまとめについて具体的な手法を習得する。</p> <p>(内容) 訪問調査の結果に基づいて評価調査者間で合議を行い、最終的な第三者評価結果をとりまとめるとともに、報告書の作成について実習により実際の技術を学ぶ。</p>

区分：総括(2時間)

研修課目	目的・内容
⑩まとめ (全体会 2 時間)	<p>(目的) 実習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。</p> <p>(内容) 各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、とりまとめ等に対する問題点や課題、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項をあらためて整理する。</p>

(出典)

□社会福祉法人全国社会福祉協議会：「福祉サービス第三者評価事業」

<http://shakyo-hyouka.net/evaluation3/>

□社会福祉法人全国社会福祉協議会：「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」

<http://www.shakyo-hyouka.net/pdf/p-01.pdf>

□社会福祉法人大阪府社会福祉協議会：「平成 27 年度「福祉サービス第三者評価調査者」養成研修 実施要綱」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/daisansha/yousei.html>

6.4.11. 日本医療機能評価機構「サーベイヤー」

6.4.11.1. 概要

公益財団法人日本医療機能評価機構は、病院において組織的に医療を提供するための基本的な活動(機能)が適切に実施されているかどうかを評価する病院機能評価事業を推進している。評価調査者(サーベイヤー)が中立・公平な立場にたつて、所定の評価項目に沿って病院の活動状況の評価し、評価の結果明らかになった課題に対して、病院が改善に取り組むことで、医療の質的な向上を図ることが狙いである。

6.4.11.2. サーベイヤーの業務と能力要件

病院機能評価の評価調査者はサーベイヤーと呼ばれ、担当する領域として「診療管理領域」「看護管理領域」「事務管理領域」が設定され、それぞれについてサーベイヤーの資格要件として各実務経験等が規定されている。

サーベイヤーになるためには、この各資格要件を満たした上で書類選考を受けて委嘱候補者となり、さらに模擬サーベイを含む4日間の初任者研修の受講、並びにOJT（訪問調査に同行する研修）の経験を経る必要がある。

同機構では、サーベイヤーの役割として次の4点を掲げている。①及び②は評価者に共通的な役割だが、サーベイヤーにはこれに加えて③・④の役割が期待されている。

- ①担当病院における調査の実施
- ②審査結果報告書作成・審査審議への対応
- ③評価内容・評価方法に関する意見の提案
- ④機構の病院機能改善支援事業等への協力
 - 1)窓口相談
 - 2)訪問受審支援
 - 3)専門相談員派遣
 - 4)研修会及びセミナー
 - 5)評価部会

また、同機構は「受審病院に建設的で適切な指摘をする」ために、サーベイヤーに求められる能力として次の4点を応募者（研修受講の対象者）に対して明示している。

- ①コミュニケーション
受審病院と適切な言葉使いで対話する
- ②インタビュー
受審病院から審査に必要な情報を効率的に収集する
- ③チームワーク
サーベイヤーチームメンバーを尊重し、協調・連携する
- ④文章作成
担当病院の状況について情報を収集し、評価判定した結果の報告書を作成する

（出典）

□公益財団法人日本医療機能評価機構：「病院機能評価事業」

<http://jqcqc.or.jp/works/evaluation/>

□公益財団法人日本医療機能評価機構：「2015年度 評価調査者（サーベイヤー）募集案内」

http://jqcqc.or.jp/pdf/recruitment/svr_boshuannai_2015.pdf

7. 評価者育成研修の試行的実施

7.1. 概要

本事業の取組の一環として、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程に対する第三者評価の評価員を対象とする「評価員研修会」を企画・設計し、実施した。具体的には、第三者評価試行で評価員を担当する実施委員会の構成機関に所属の教員 5 名を対象に、専門学校における第三者評価の経緯・動向などの総論、第三者評価の進め方や評価の観点等に関する講義を行った。さらに、大阪リハビリテーション専門学校の『自己評価報告書』（抜粋版）を使用した模擬評価会議の演習も実施し、第三者評価の実際の進め方や留意事項等を体験的に習得する内容も組み入れた。

7.2. 目的

「評価員研修会」の企画・設計、実施の目的は大きく 2 つある。

① 第三者評価試行に向けた評価員の育成

本事業では、過去二年間の取組で構築を進めてきた第三者評価システムを実運用版へと整備していくことを狙いとして、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程に対して実際に第三者評価を試行することが計画されている。

この第三者評価試行に向けて、その業務に従事することのできる評価員を養成することが目的のひとつである。

② 評価員育成のための研修カリキュラムの設計

今年度は、理学療法・作業療法分野の第三者評価の構築に関する取組の最終年度にあたるが、次年度以降は第三者評価の普及展開方策の具体化と推進が新たなテーマとなる。この普及展開にあたって、重要なキーポイントのひとつが評価員の育成である。実際のところ、先行する大学の第三者評価においても、評価員育成のための研修や体制が整えられている。

「評価員研修会」の企画・設計、実施及び実施後の結果検証を通して、評価員育成のための研修カリキュラムを検討・具体化する上で有用な基礎資料を整えることも、ここでは大きな目的としている。

上記①は、今年度の活動（第三者評価試行）を進めていく上での短期的視点からの目的であるのに対して、この②は次年度以降の普及展開という中長期的なスパンに基づく目的である。

7.3. 実施内容

7.3.1. 概要

7.3.1.1. 研修会の実施概要

本事業の取り組みである第三者評価試行の評価員に対して研修会を実施した。対象者は、本事業の実施委員会の構成機関である専門学校に所属する教職員で、実施時期は書面調査開始前となる9月、研修時間数は3時間である。但し、受講に先立って『大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書』（基準7・9）とそのエビデンスとなる資料・データ等の一式を郵送し、各自個別に第三者評価を行い「評価者コメントシート」にその結果を記載してもらい自己学習を設定した。

以下に研修会の実施概要を一覧にまとめて記す。

図表 7.1 実施概要

日時	平成28年9月8日（木）14:00～17:00
場所	学校法人福田学園 1号館会議室
内容	1. 挨拶 2. 第三者評価について（総論） 3. 評価者手引きについて 4. 各評価の観点や昨年度評価の論点等 5. 模擬評価会議 6. 質疑応答等
使用教材 資料	1. 第三者評価について 2. 理学療法・作業療法分野における第三者評価実施手引書《評価者用》 3. 自己評価報告書 記載例と評価の観点 4. 第三者評価 基準項目表 5. 大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書 6. 評価者コメントシート 7. 評価の実施に係る関係者の役割 8. 書面調査について 9. 訪問調査と評価結果（案）の作成 （参考資料） 1. 日本高等教育評価機構（JIHEE）評価者向け資料
講師 （敬称略）	関口正雄（私立専門学校等評価研究機構 理事） 越智久雄（大阪リハビリテーション専門学校 校長）

	中平剛志(大阪リハビリテーション専門学校 教務課長・理学療法学科学科長)
受講者 (敬称略)	本事業の第三者評価試行において評価員を担当する5名の専門学校教職員 工藤征四郎(日本リハビリテーション専門学校) 林克郎(横浜リハビリテーション専門学校) 岸村厚志(大阪医療福祉専門学校) 福田稔(専門学校穴吹リハビリテーションカレッジ) 大熊一博(専門学校麻生リハビリテーション大学校)

7.3.1.2. 内容の概略

研修会は大きく3つの内容で組み立てられている。

最初に設定されているのは、第三者評価に関する総論で、第三者評価の経緯や位置づけ、動向、今後の展望などから、専門学校・職業実践専門課程における第三者評価の全体像への理解、認識を深めることが主な狙いである。

次のテーマは、理学療法・作業療法分野の第三者評価を実施する上で評価員が把握しておかなければならない知識や進め方などに関する講義である。具体的には、評価基準項目の理解や書面調査・訪問調査の進め方、留意事項などである。

最後のテーマとして設定されているのが、受講者参加型の演習形式で行う「模擬評価会議」である。具体的には、研修会向けに作成した『大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書』（基準7「学修成果」と基準9「臨床実習における産学連携」の部分のみ）とそのエビデンスとなる資料・データ等の一式、「評価者コメントシート」を事前に各受講者に郵送し、研修会の実施前までに各人に第三者評価を実施してもらい、研修会当日はそれらをもとにディスカッションするという内容である。この模擬評価会議を通して、第三者評価の実際（書面調査、訪問調査）を体験的に学んでもらうことが狙いである。

7.3.2. 内容

以下、「評価員研修会」で実施された講義・演習内容の要点を報告する。

7.3.2.1. 第三者評価について（総論）

研修会の導入として、第三者評価の総論に関する講義が行われた。次の図表に、その内容の概略を示す。

この講義では、まず専門学校における第三者評価事業・取組の経緯について解説がなされた後、第三者評価の目的である「質の保証」に対する考え方・捉え方に関する説明が行われた。その後、本事業が取り組んでいる職業実践専門課程の第三者評価をテーマとして、その

位置づけや取組の意義の説明がなされた。特にここでは、理学療法・作業療法分野では、臨床実習を中心とする実践的な職業教育が行われており、職業統合型教育（Work Integrated Education）のモデルケースであるという指摘もなされた。

最後に、第三者評価の今後の展望について、専門学校の一層の振興という観点から解説が行われた。

図表 7.2 「第三者評価について（総論）」の内容

1. 専門学校と第三者評価のこれまで
① 経緯
② そもそも質の保証とは
③ 内閣府教育再生実行会議第5次提言のインパクト
2. この事業の立ち位置
① 職業実践専門課程の第三者評価という位置づけ
② 機関別評価と分野別評価
③ PT・OT分野の第三者評価開発事業の意義
3. 今後の展望
① 専門職大学と認証評価
② 国際通用性と専門学校振興 NQF への道
③ 評価機構の今後の展開

7.3.2.2. 評価者手引きについて

資料『理学療法・作業療法分野における第三者評価実施手引書〈評価者用〉』を使用して、評価員として共通理解をしておくべき評価の意義・方法などの基本的な事項について説明がなされた。

以下にその主な項目を示す。なお、この手引書の詳細については、本報告書の第4章に掲載している『理学療法・作業療法分野における第三者評価実施手引書〈評価者用〉』を参照されたい。

図表 7.3 「評価者手引きについて」の内容

第1章 評価の内容と実施体制等
I. 実施内容と実施時期
II. 本事業の実施体制
III. プロセスとスケジュール
第2章 書面調査
I. 実施方法
II. 学校の目的・目標の確認と基準ごとの評価

III. 評価基準 第3章 訪問調査 I. 実施体制と事前準備 II. 実施内容・方法と調査結果の取りまとめ 第4章 評価結果（案）の作成 I. 評価結果（案）の構成および記述内容

7.3.2.3. 各評価の観点や昨年度評価の論点等

資料『自己評価報告書 記載例と評価の観点』を使用して、基準1から基準10まで各基準の評価の観点について説明がなされた。

この資料では、各基準について自己評価の記載例があり、それに基づきながら重要な評価の観点が明確に記されている。例えば、模擬評価会議で題材とした基準7「学修成果」については「具体的な就職率、資格取得率、卒業生の社会的評価などの実績をみることによって、養成校としての役割をどれだけ果たしているかを確認し評価します」とあり、また基準9「臨床実習における産学連携」では「臨床実習における産学連携は、職業実践専門課程の認定を受けている専門学校としては最も重要な教育課程になります。専門学校での独自の取り組みや工夫、その結果としての学習成果などを評価します」と、着目すべき要点が明示されている。資料『自己評価報告書 記載例と評価の観点』は本章の最終節に参考資料として掲載している。詳細は最終節を参照されたい。

7.3.2.4. 模擬評価会議

(1) 模擬書面調査

『大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書』（基準7と基準9のみ）を題材とする模擬評価会議を実施した。

ここでは、受講者が事前に「評価者コメントシート」にまとめた自分自身の「評価結果」とその「理由」を説明し、それに続けて「訪問調査・追加資料等で確認を要する点」「優れている点／特徴として評価する点」「更なる向上を期待する点」について意見を述べた。

ここでは、評価の点数をすり合わせて決定することが狙いではなく、評価の観点や評価の理由・根拠や、訪問調査・追加資料等で必要となるものについての議論に重きが置かれた。資料『大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書』及び「評価者コメントシート」は本章の最終節に参考資料として掲載している。詳細は最終節を参照されたい。

(2) 模擬訪問調査

『自己評価報告書』だけからは読み取れなかった点やエビデンスとなる資料が不足してい

た部分について、大阪リハビリテーション専門学校から新たな資料の提示と説明がなされた。これは、実際には訪問調査で行われる内容で、ここでは学生が実際に作成した学習記録や実習指導者による指導記録など、学修成果や産学連携の取り組みを裏付ける多数の資料やデータが提示された。

図表 7.4 評価員研修会の実施の様子①



図表 7.5 評価員研修会の実施の様子②



7.3.3. 受講者アンケートの結果

研修会の終了時に受講者に対して研修内容に関するアンケートを実施した。

アンケートは大きく3つの項目「研修に対する評価」「本研修で良かった点／悪かった点（問題点・改良要望点等）」「自由記述」で構成した。以下、各項目の回答を報告する。

7.3.3.1. 研修に対する評価

この項目では、各講義・演習に対する受講満足度や教材、研修成果などの受講満足度を5段階（非常に満足・満足・普通・やや不満・不満）で評価してもらった。以下、細目ごとの回答結果を示す。

(1) 研修の理解度

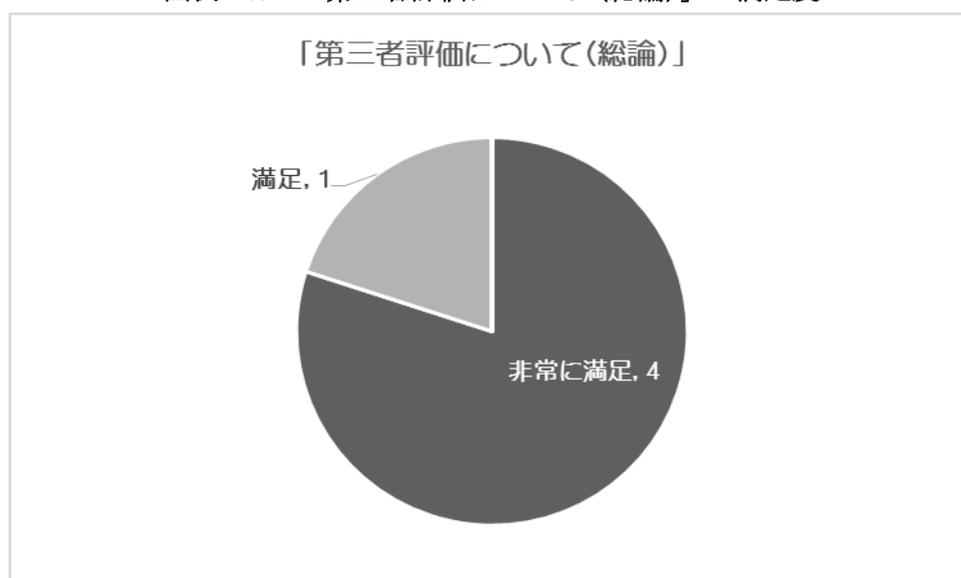
○「第三者評価について（総論）」の満足度

次の図表 7.6 に示すように、講義「第三者評価について（総論）」は4名が「非常に満足」、1名が「満足」という結果で、「普通」「不満」という回答は皆無であった。

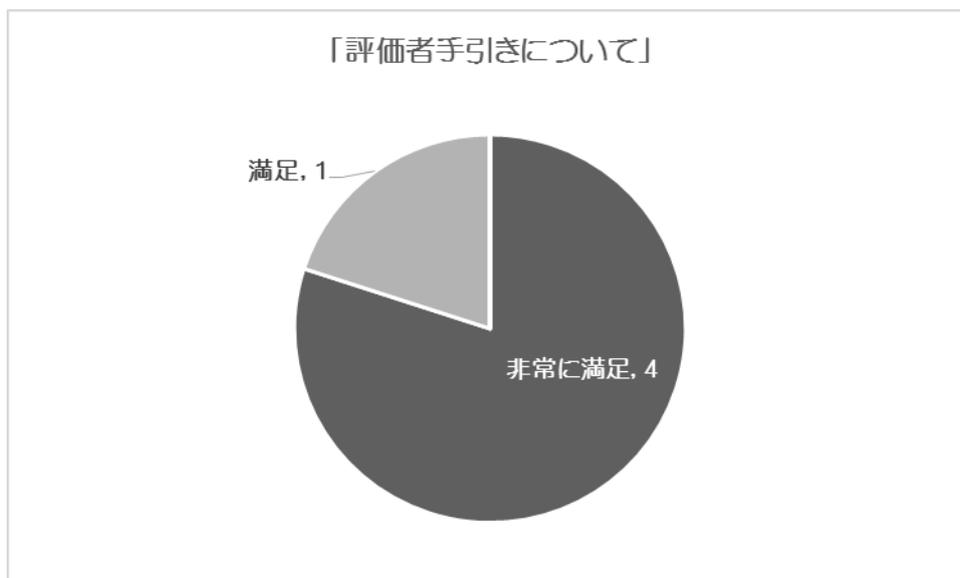
○「評価者手引きについて」の満足度

講義「評価者手引きについて」も次の図表 7.7 「非常に満足」が4名、「満足」とする回答が1名で、全体として良好な結果となっている。

図表 7.6 「第三者評価について（総論）」の満足度



図表 7.7 「評価者手引きについて」の満足度



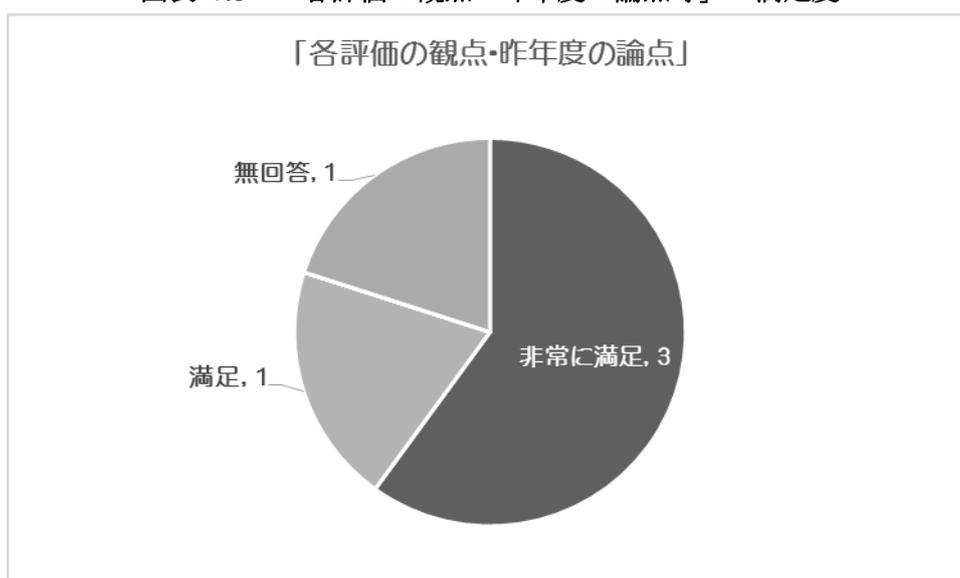
○ 「各評価の観点・昨年度の論点等」の満足度

講義「各評価の観点・昨年度の論点等」については、次の図表 7.8 に示されるように、「非常に満足」が3名、「満足」が1名で、「無回答」が1名という結果である。

○ 「模擬評価会議」の満足度

演習「模擬評価会議」は5名全員が「非常に満足」と回答しており、高い満足度が確かめられた。

図表 7.8 「各評価の観点・昨年度の論点等」の満足度



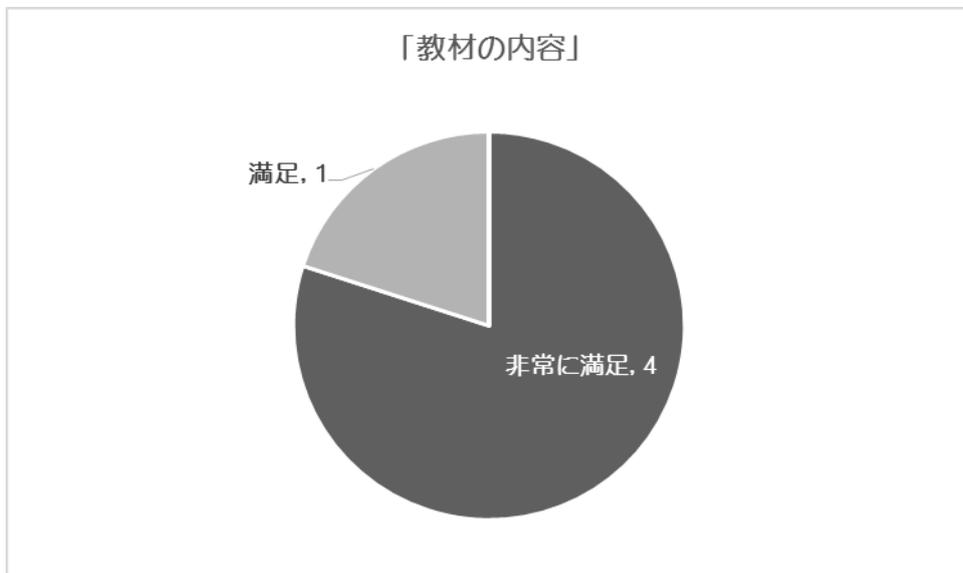
図表 7.9 「模擬評価会議」の満足度



(2) 教材の内容

教材の内容に対する満足度は、「非常に満足」が4名、「満足」が1名で、これについても高評価となっている（図表 7.10）。

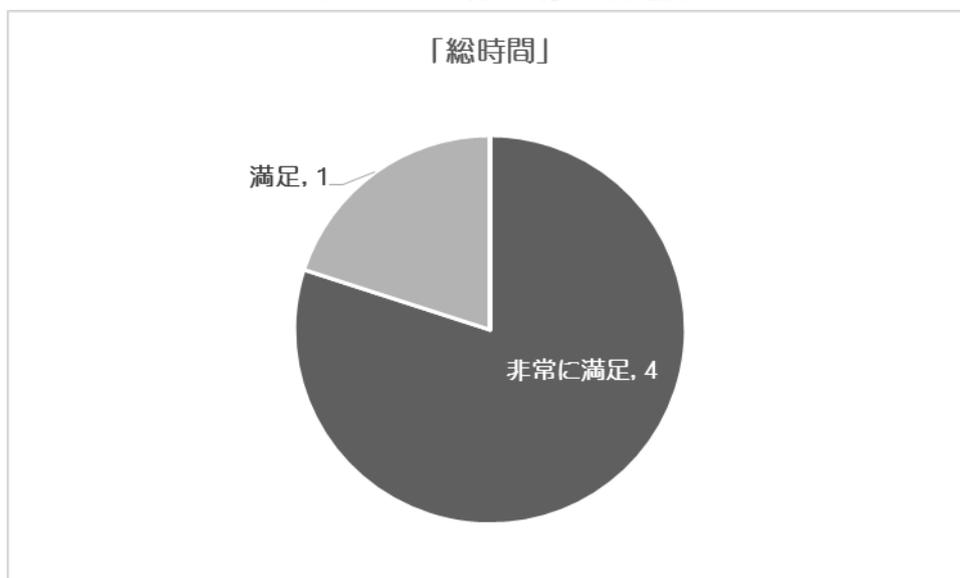
図表 7.10 「教材の内容」の満足度



(3) 総時間

研修の総時間についても、「非常に満足」が4名、「満足」が1名という結果である。

図表 7.11 「総時間」の満足度



(4) 研修内容

研修内容に対しては、受講者 5 名全員から「非常に満足」という回答を得ることができた。

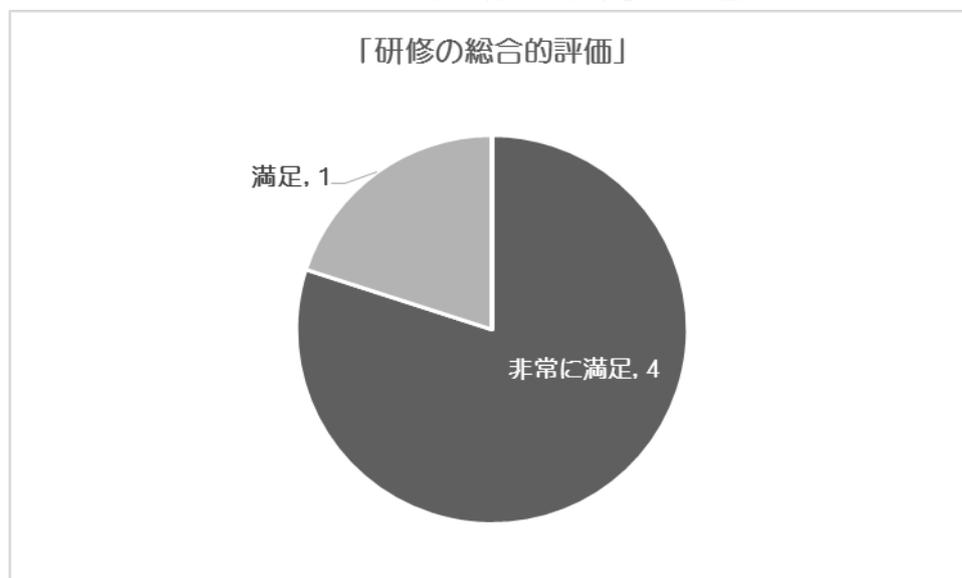
図表 7.12 「研修内容」の満足度



(5) 研修の総合的評価

研修の総合的評価は、「非常に満足」が4名、「満足」が1名という結果である。

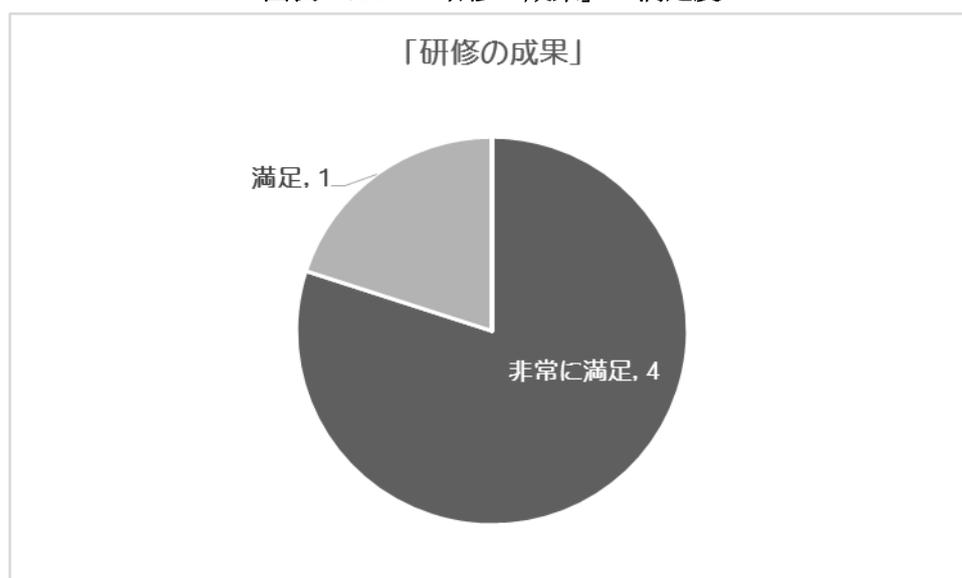
図表 7.13 「研修の総合的評価」の満足度



(6) 研修の成果

研修の成果については、「非常に満足」が4名、「満足」が1名であった。この結果から、すべての受講者が満足できる一定の成果を実感していることが読み取れる。

図表 7.14 「研修の成果」の満足度



7.3.3.2. 本研修で良かった点／悪かった点

自由回答の方式で、評価員研修会の良かった点・悪かった点（問題点や改善要望点等）を問うた結果を以下に列記する。

- 模擬会議をすることで、他の評価者の視点も分かり安心した。
- 評価者としての観点などですり合わせ、意見交換ができた点がとてもよかったと思います。評価が何点であるかという議論よりは、どこに着目したかという点で各評価者のコメントや説明がとても参考になりました。
- 関口先生のお話しはこれまでも委員会の中で伺っていて興味深いお話がいつも盛りだくさんなので十分理解していたつもりであったが、今日あらためてうかがって、また、自分たちの行っている意味が深く理解できた。
- 模擬評価会議が大変参考になりました。
- 大変良かったです。悪い点はありません。

7.3.3.3. 自由記入で寄せられたコメント

以下、自由記入の欄に寄せられたコメントを記す。

- 学生指導内容について大変興味深く情報をもっともっと知りたくなった。
- 本日のご案内から当日の運営まで大変お世話になりました。ありがとうございました。先般 ISO29990 審査員補の養成講座を受講しましたが、おかげさまで頭の整理になりました。今回初めて参加させて頂きました。日程が合えば継続的に参加させて頂きます。訪問調査も可能ならば参加させて頂ければと考えています。
- 審査の進め方が良く分かりました。
- ありがとうございました。
- 職業実践専門課程第三者評価の案の構築は大変意義のあることで、この 3 年間の大変さにもかかわらず、熱心に取り組まれていることに敬意を表します。

7.4. まとめ

7.4.1. 実施結果の検証

この「評価員研修会」は、冒頭でも記したように、本事業における第三者評価試行を担当できる評価員の育成をひとつの目的としている。そのために、研修会の内容は、専門学校の第三者評価に関する総論、理学療法・作業療法分野の第三者評価の内容・進め方をテーマとする講義と、事例に基づく模擬評価会議で構成した。

第三者評価の総論は、専門学校における第三者評価の取組の経緯を振り返りつつ、現状と今後の展望までを俯瞰した内容である。特に、理学療法・作業療法分野の第三者評価の意義や、産学連携による臨床実習が職業統合型教育の実践的なモデルケースになり得ているという点は、当該分野における分野別評価のあり方や産学連携による実践教育を評価する上での貴重な示唆となっている。

総論に続いて行われた講義（評価者手引き、各評価の観点）は、評価員の評価実務に絞り込まれており、今後行われる第三者評価試行においてそのまま適用できる内容である。

研修会の後半部に設定した模擬評価会議は、実際の評価会議とほぼ同じ方式で進められた。各受講者自らが事前に検討してきた結果としての評価を発表し、それについて意見を交換し合いながら、訪問調査で確認を要すべき点などを明らかにしていくプロセスは、評価会議そのものである。さらに今回の研修会では、受講者から提示された確認を要する点に対して、学生の学習記録や実習指導者の指導記録といったエビデンスを追加で回答するという、訪問調査の模擬演習まで実施されることとなった。時間数はトータル3時間ではあったが、この時間枠の中で、評価員が知るべき、体験すべきことのエッセンスは十分に凝縮されていたという見方もできよう。

このような研修会に対するプラスの評価の根拠として、受講者アンケートの結果を挙げることができる。前章で報告したように、アンケートで設定した各設問について、いずれも受講者の高い満足度が確かめられている。中でも「研修内容」と「模擬評価会議」については、受講者全員から「非常に満足」という回答を得ており、この点からも本研修会は一定の水準に仕上がっていたものと評価することができる。その意味において、この実施を通して得られた成果は、理学療法・作業療法分野の第三者評価の評価者を育成する研修カリキュラムの具体化する上でのベースになるものといえる。

7.4.2. 今後に向けて

今回の研修会の実施により、評価者育成の一定の手ごたえを確認することはできた。但し、今後、評価者育成の研修を考えていく際には、今回の研修会の特殊事情については差し引いてみなければならない。それは、研修会の受講者がいずれも本事業の関係者であったという

点である。全員が実施委員・分科会員ではないが、実施委員会の構成機関である専門学校の教職員であり、本事業の取組について一定の知識や理解がある方々である。しかしながら、今後、展開していく評価者育成の研修では、受講対象者にこのような事前の共通認識や理解を求めることはできない。この点を熟慮した上で対象者・履修前提知識等の基本要件、目標とする評価者像やスキルセットを定義し、その両者をつなぐ効果的なカリキュラムを具体化していかなければならない。

7.5. 研修会での配付資料等

研修会では、以下の使用資料・教材を受講者に対して配付した。

本章の報告内容に関する参考資料として、これらのうち、③、⑤、⑥の使用資料・教材を次ページ以降に掲載する。

③「自己評価報告書 記載例と評価の観点」は、研修会の2番目のテーマである評価員としての知識・第三者評価進め方などに関する講義で使用した資料・教材である。⑤「大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書」は研修会向けに作成された模擬評価会議用の自己評価報告書で、⑥は各受講者がこの自己評価報告書に対する第三者評価の結果を書き留めるためのシートである。

⑦～⑨は、評価者育成カリキュラム開発の一環として制作された、研修会後の自己学習・研修内容の確認を用途とするオリジナルの資料・教材で、第6章に掲載されている。

②及び④は「第三者評価基準（2016年度版）」の改正中のものを使用した。その完成版は本報告書の巻末に掲載されている。

- ① 第三者評価について
- ② 理学療法・作業療法分野における第三者評価実施手引書《評価者用》
- ③ 自己評価報告書 記載例と評価の観点
- ④ 第三者評価 基準項目表
- ⑤ 大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書
- ⑥ 評価者コメントシート
- ⑦ 評価の実施に係る関係者の役割
- ⑧ 書面調査について
- ⑨ 訪問調査と評価結果（案）の作成

(参考資料)

- ① 日本高等教育評価機構（JIHEE）評価者向け資料

資料 「自己評価報告書 記載例と評価の観点」

平成〇〇年度自己評価報告書
記載例と評価の観点

平成〇〇年〇〇月

〇〇専門学校

目 次

I 総評

- 基準 1 目的・目標の設定及び入学者選抜
- 基準 2 学校運営
- 基準 3 財務
- 基準 4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設指定規則との適合性
- 基準 5 職業実践専門課程の認定要件の適合性
- 基準 6 内部質保証
- 基準 7 学修成果
- 基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得
- 基準 9 臨床実習における産学連携
- 基準 10 社会貢献・地域貢献

I 総評

基準1 目的・目標の設定及び入学者選抜

この基準で評価を行う学校は、厚生労働省から理学療法士・作業療法士養成施設としての指定を受けた専門学校で、実践的な職業教育を実施する教育機関として、文部科学大臣から職業実践専門課程の認定を受けている学校です。

この基準では、学校が掲げる教育理念、目的・目標の設定及び入学者選抜の方法やその実際などを記載します。

記載例

専門学校の理念は、リハビリテーションの専門職として、心豊かな人間性と臨床能力を持った即戦力となる理学療法士、作業療法士を養成し医療、福祉、保健の分野で社会に貢献できる人材を育成することを理念としている。育成人材像は、医学教育は従来から知識と技術に重点が置かれていた。これは極めて重要であるが、人と触れあう時間の多い医療専門職としては、相手の心が理解でき、傾聴し共感できる態度を育成し、心豊かな人間性を持ち、心を込めた態度で患者に接することができる「品質良く教育された品格のある医療者」が求められている。かつ病院、施設の制度上の変化などに応じたニーズにも適合する総合的な臨床能力を有する人材の育成を基本的な考え方にしている。

臨床能力を付加する目標は、医療専門職として即戦力となるためには臨床能力が必須である。臨床能力とは、「態度」、「知識」、「技能」、「情報収集能力」、「総合判断力」などが医療現場で求められているニーズであり、当該専門学校の人材育成はこの臨床能力を付加することが教育理念や目的を達成する大きな目標になり、教育理念に基づく、より実践的な職業教育とカリキュラムを編成している。

評価の観点

以上のような記述により専門学校の教育理念や教育目標に対する考え方が明確に記載されているか、教育の実際についても独自性を前面に出し教育に取り組まれているかなどを評価します。

基準2 学校運営

養成校が教育目標を到達するためには、学校運営に関する明確な方針の下に具体的な事業計画を立てて、教員組織と事務組織が円滑に執行できる体制が求められます。そのためには、法人及び学校における意思決定のルール、組織の役割分担と決定権限、組織運営等に関する諸規定を整備するとともに、業務運営の適正化と効率化を図る継続的な努力が必要です。この基準では、これらの項目を点検する中で学校運営が適切に行われていることを記載します。

記載例

目標とする人材育成を行うためには、教育理念に基づいて、いかに効果的で効率的な学校運営を行うことが大変重要である。専門学校ではこの観点から、学校運営を行う努力をしている。具体的には、月2回の教員会議（最高決定機関）、及び月4回の各種委員会並びに週2回の学科長会議の場で、以下のとおり各々の役割に応じ、各種業務に関することを議論・検討し案件を決め、学校運営に反映させている。また、教職員の勤務に関することと給与に関することは、それぞれ就業規則、給与規程がある。その他学校運営に関することについては、各種委員会の設置や諸規程を整備しており、学校運営の効率的かつ効果的推進に努めている。更には、平成24年11月から教育課程編成委員会（病院、大学等外部委員もメンバー）及び学校関係者評価委員会（4人の外部委員がメンバー）を設置し、その検討結果をカリキュラム変更（科目の開設・変更）や授業内容の改善に反映及び学校運営の改善等に資することとしている。

評価の観点

運営方針と事業計画が明確に定められているか、また、学校運営の中で重要な役割を果たす教育課程編成委員会と学校関係者評価委員会の位置付けを組織の中で明確にしているか、特色ある取り組みが、学校運営の中で行われているかを評価します。

基準3 財務

養成校として教育活動を円滑に進めるためには財務基盤が安定していることが不可欠です。財務分析等を通じて財務の状況を把握するとともに、毎年度の予算及び執行計画に基づく適正な執行、法令に基づく厳正な監査の実施等の財務運営が求められます。また、財務運営の透明化を図る為、財務情報の公開を定期的に行っている状況を記載します。

記載例

財務基盤では、中長期的な財務基盤安定のための方針が策定されており、具体的な中長期計画が策定されている。

また、財務分析では、貸借対照表比率は全国平均を上回った指標が実績としてある。単年度収支は収入が支出を上回っている。これを継続すること及び有利子負債の軽減を目標としている。

監査は、監事監査が法令及び寄付行為に従って実施されていることがうかがわれ、公認会計士による監査も実施されている。

財務情報の公開に関しては、私立学校法改正による義務化以前から、財務情報公開の方針を打ち出しており、閲覧希望者には計算書類等を開示する方針がとられている。

評価の観点

一連の財務運営の実施状況、専門の会計士が確認し評価します。

基準4 専修学校設置基準及び理学療法士・作業療法士養成施設 指定規則との整合性

理学療法士・作業療法士の養成校の施設・設備は専修学校設置基準及び養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備し、教育運営に支障の生じないように環境を維持する必要があります。また、理学療法士・作業療法士の技術を学ぶに当たっては、実習や演習等が不可欠であり、病院や施設との連携を密にし、教育課程を円滑に遂行出来るように実施体制を整えられていることなどを記載します。

記載例

法令、設置基準等の遵守と適正な運営として、当該専門学校は、理学療法士及び作業療法士の養成校であり、その設置及び運営については、以下の法令、通達に基づいて行われている。

- ① 「理学療法士及び作業療法士法（昭和40年6月29日法律第137号）」
- ② 「理学療法士及び作業療法士施行令（昭和40年10月1日政令第32号）」
- ③ 「理学療法士及び作業療法士施行規則（昭和40年1月20日厚生省令第47号）」
- ④ 「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（昭和41年3月30日文部省・厚生省令第3号）」
- ⑤ 「理学療法士作業療法士養成施設指導要領について（平成11年3月31日健政発第号各都道府県知事宛厚生省健康政策局長通知）」

3年に1度、大阪府所管課による指導監査が実施され、この指導監査で法令、通達等に抵触する問題点があれば、指導を受け改善が図られている。

指導監査結果の教職員への周知は、指導監査の結果については、学科長会議及び教員会議等で周知している。事務職員に対しては事務局の会議で周知している。

評価の観点

専門学校における教育環境がどのように整備されているかを確認し評価します。

基準5 職業実践専門課程の認定要件の適合性

この評価を受審する専門学校は、実践的な職業教育を実施する教育機関として、文部科学大臣から職業実践専門課程の認定を受けている学校です。職業実践専門課程の認定要件の適合性に関して記載します。

記載例

職業実践専門課程の認定要件の適合性に関しては、主な認定要件として、8項目について、当該専門学校では、上記の条件をすべて満たしている。

主な認定要件

- ① 修業年限が2年以上であること
- ② 専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程を編成していること
- ③ 企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習の授業を実施していること
- ④ 総授業時間数が1700単位時間以上または総単位数が62単位以上であること
- ⑤ 企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に実施していること
- ⑥ 学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること
- ⑦ 前号の評価を行うに当たっては、当該専門学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること
- ⑧ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対して、当該専修学校の教育活動その他の運営状況に関する情報を提供していること

評価の観点

専門学校における職業実践専門課程の認定要件が、どのように整備され、順守されているかを確認し評価します。

基準6 内部質保証

養成校は法令や設置基準等の定めを順守するためでなく、職業実践専門課程の認定要件を満たして適正な教育運営を行うことが義務付けられている。更に、学校で行われている教育の質について自己点検・評価や学校関係者評価を実施し、不十分な点を改善し、教育情報を積極的に公開して透明性の高い運営に努め、より良い教育を提供するための継続的な活動がされているなどを記載します。

記載例

教員の質の改善、向上についての組織的な取組として、学生による授業評価が行われている。従来から実施してきた学生による授業評価をさらに推進し、これを教育現場にフィードバックすることにより、より質の高い教育を模索する必要があり、専任教員（義務）と授業評価を希望する非常勤教員については約10年前から実施している。

もう一つは、教員のレベル向上のため、研修・学会参加や職員の研修・学会参加の結果が教育の質改善・向上に有効な機能を担っている。

同様に職員についても資質向上にむけ、学内でのSDの充実を図るとともに、学会や研究会、学外講座やセミナーへの参加等、個々人の努力を積極的に奨励・支援している。

評価の観点

専門学校自らが教育の質を保証するこうした仕組みが有効に機能しているかを確認し評価します。

基準7 学修成果

専門学校における学修成果は、国家試験の取得や就職として結実することになります。また、卒業後における社会での活躍においても、在学中の学習の成果が反映します。専門学校における教育活動が適正かつ効果的なものであったかということをも端的に示すものが学修成果であるため客観的な数値として記載します。

記載例

専門学校は、創設平成12年4月より4年制の理学療法士・作業療法士の養成校として設立され、平成23年4月より3年制に変更し、平成27年3月まで12回の卒業生を社会に送り出している。国家試験もこれまで15回受験している。その結果、理学療法学科は12回国家試験受験し、対全国平均以上が12回である。3年制として作業療法士は1回受験し、全国平均以上である。今後とも、いずれの学科も全国平均合格率を上回ることを当面の目標としている。

就職状況は、ほぼ100%である。

退学率低減の目標達成として、これまでの平成12年度～平成26年度における入学総数に対する平均退学率は、理学療法学科昼間部4%、理学療法学科夜間部5%、作業療法学科昼間部7%、作業療法学科夜間部4%で、平均5.3%である。また、3年制夜間部では5%未満を継続している。少子化の進展、競合校の急増、高校の大学進学指導強化などの影響で学力・資質の高い学生確保がますます難しくなっており、このような中で退学率の低減を図ることは厳しくなっている。このため、低学力の学生に対する個別指導を導入（平成25年度）している。

評価の観点

具体的に就職率、資格取得率、卒業生の社会的評価などの実績をみることによって、養成校としての役割をどれだけ果たしているかを確認し評価します。

基準 8 教育目標として設定した専門技術の習得

教育目標として、評価プロセスにおける一連の思考・評価技術の習得、治療プログラムの立案と実施する能力を習得させるための教育課程を編成し、習得レベルを確認する機会の設定があるかなどを記載します。

記載例

時代の求める教育として、平成 15 年度（最初は試行的に）から 「臨床能力に必要な医学的知識、医療技術、情報収集能力、総合判断能力、マナー等の育成」を目的とした、問題解決型教育、医療面接技術教育、マナー教育、複数指導教員（又は教員と補助者）による実技・実習教育の実践や病院・施設での臨床実習重視（臨床実習では国基準 8 10 時間に対して、当校で臨床実習 945 時間、理学療法実習として 135 時間、として 1080 時間を設定し、即戦力を目指した臨床能力重視の教育を実践している。

当該専門学校では、1 年次から 2 年次にかけて、医療面接の習得（1 年次前期）、評価学の学習（1 年次後期）、一連の評価の経験（2 年次前期）と段階的に学び、診療記録や他職種からの情報収集、収集した情報の統合に関する技術習得を図れるよう教育指導を行っている。

診療記録や他職種からの情報収集、収集した情報の統合に関する技術習得の機会についても、各学年において段階的に計画されている。

評価の観点

教育目標として、評価プロセスにおける一連の思考・評価技術の習得、治療プログラムを立案し実施する能力を習得させるための教育課程を編成しているか、習得レベルを確認する機会の設定があるかなどを評価します。

基準9 臨床実習における産学連携

臨床実習における産学連携は、職業実践専門課程の認定を受けている専門学校としては最も重要な教育課程になります。専門学校での独自の取り組みや工夫、その結果として成果などを記載します。

記載例

専門学校では、臨床的教育重視の観点から、臨床実習時間として、理学療法学科夜間部は945時間、作業療法学科昼間部・夜間部1,035時間とすることを基本方針として、豊富な臨床実習時間数を設定している。

臨床実習指導者会議の有効活用し、毎年、3年次学生に係わる「臨床実習評価会議」を3月に、相互に情報を交換し病院や施設との連携を密にして当該業界のニーズを臨床実習に反映させるように努めている。

評価の観点

臨床実習における産学連携は、職業実践専門課程の認定を受けている専門学校としては最も重要な教育課程になります。専門学校での独自の取り組みや工夫、その結果としての学習成果などを評価します。

基準10 社会貢献・地域貢献

養成校は公共的な機関として、施設・設備や教員等を活用して広く社会的な活動や地域への貢献を積極的に行うよう期待されています。学校が自主的に行うこのような活動は、教育的にも意義があり、学生のボランティア活動への参加などを促す効果があります。このような社会貢献・地域貢献について記載します。

記載例

社会貢献・地域貢献では、外部からのボランティア依頼等の仲介を行っている。また、社会貢献・地域貢献では、外部からのボランティア依頼等の仲介を行っている。ま介助犬募金箱校内設置や赤い羽根共同募金箱校内設置により、募金活動に対する支援を実施している。また、教育資源・施設を利用した社会貢献としては、治療室（治療ベッド設置）や多目的大教室を外部の医療系研修会や講習開催のために貸出を行っている。

ボランティア活動では、医療専門職となるための学習を重視し、学生のボランティア活動については積極的な奨励はせず、学生の自主的判断（自主性）に任せている。

評価の観点

養成校の社会貢献・地域貢献の実績や学生のボランティア活動の状況や、その機会と環境を確認し評価します。

資料「大阪リハビリテーション専門学校 自己評価報告書」

II 各基準の基本方針

基準 7 学修成果

大阪リハビリテーション専門学校は、創設平成 12 年 4 月より 4 年制の理学療法士・作業療法士の養成校として設立され、理学療法学科は平成 23 年 4 月より 3 年制に変更し、平成 28 年 3 月まで 14 回の卒業生を社会に送り出している。国家試験もこれまで 14 回受験している。その結果、理学療法学科は 14 回国家試験を受験し、対全国平均以上が 11 回である。100%合格率は過去 4 回経験している。過去 5 年間の平均合格率は、93%で全国平均の 82.3%を大きく上回っている。また、3 年制の理学療法学科としては、3 回国家試験を受験し、平均合格率 96.3%で、全国平均 80.2%を大きく上回っている。3 年制として作業療法学科は 1 回受験し、全国平均以上であり、100%の合格率である。今後とも、いずれの学科も全国平均合格率を上回ることを当面の目標としている。

就職状況は、ほぼ 100%である。

退学率低減の目標達成として、これまでの平成 23 年度～平成 28 年度における入学総数に対する平均退学率は、理学療法学科夜間部 12.6%、作業療法学科夜間部 8.4%で、平均 10.5%である。また、平成 25 年度からは、両学科とも退学率は 5%未満を継続している。少子化の進展、競合校の急増、高校の大学進学指導強化などの影響で学力・資質の高い学生確保がますます難しくなっており、このような中で退学率の低減を図ることは厳しくなっている。このため、低学力の学生に対する個別指導を導入（平成 25 年度）している。

基準 9 臨床実習における産学連携

職業実践専門課程における実践能力育成の根幹となるのは、企業との連携による臨床実習である。臨床実習は、実習指導者の下に、理学療法の専門的知識や技術を、実際の対象者に適応することによって学習するものであるが、従来の臨床実習指導は、実習現場や実習指導者にその教育的役割を一任し、各施設の方針の下に指導が進められている状況が少なからず存在した。しかしながら、臨床実習は理学療法士養成課程の一部であり、その主役となる学生の成長過程の一場面であることを意識しなければならない。つまり、学生個々の学習状況を常に把握し、適切な学習目標と、指導方法が講じられなければならない、その為には専任教員の積極的な関わりが不可欠である。本校では、これらを基本的教育方針に掲げ、臨床実習指導者との関係性を重視して取り組んでいる。

Ⅲ 中項目の点検

基準7 学修成果

7-2 資格修得から判断する学修成果

考え方、方針

両学科とも、100%全員合格を目標に1年次の専門基礎科目（解剖学・生理学・運動学など）から、国家試験の出題傾向を分析し、授業内容に反映させている。3年次では、国試対策ゼミを開講し、詳細な内容分析を実施し、対策講義を豊富に設定している。小グループでのグループ学習では、リーダー、サブリーダーが中心になり、過去問題を分析し、説明、模範解答を作成し、個人レベルでの理解を深めている。

現状とそのプロセス

大阪リハビリテーション専門学校は、創設平成12年4月より4年制の理学療法士・作業療法士の養成校として設立され、理学療法学科は、平成23年4月より3年制に変更し、平成28年3月まで14回の卒業生を社会に送り出している。国家試験もこれまで14回受験している。その結果、理学療法学科は14回国家試験を受験し、対全国平均以上が11回である。100%合格率は過去4回経験している。過去5年間の平均合格率は、93%で全国平均の82.3%を大きく上回っている。また、3年制の理学療法学科としては、3回国家試験を受験し、平均合格率96.3%で、全国平均80.2%を大きく上回っている。3年制として作業療法学科は1回受験し、全国平均以上であり、100%の合格率である。今後とも、いずれの学科も全国平均合格率を上回ることを当面の目標としている。

就職状況は、ほぼ100%である。

退学率低減の目標達成として、これまでの平成23年度～平成28年度における入学総数に対する平均退学率は、理学療法学科夜間部12.6%、作業療法学科夜間部8.4%で、平均10.5%である。また、平成25年度からは、両学科とも退学率は5%未満を継続している。少子化の進展、競合校の急増、高校の大学進学指導強化などの影響で学力・資質の高い学生確保がますます難しくなっており、このような中で退学率の低減を図ることは厳しくなっている。このため、低学力の学生に対する個別指導を導入（平成25年度）している。

特徴として強調したい点

1年次から国家試験を分析した内容で専門基礎分野、専門分野の授業を実施している。また、業者模試と教員の作成したオリジナル模試のコンビネーションによる実力の判定を行いながら、経過を観察している。国家試験の合否判定には、この模試の結果を用いて高い精度で予測できている。

今後の課題

学習経験の少ない、低学力の学生の存在が認められる。学習の方法、勉強の仕方など基礎的な部分から指導し、国家試験合格まで誘導するのは至難の業が必要となってきた。早期から個々の学生の弱点や課題を明確に、個別対応に重点を置き、国家試験合格に誘導していきたい。また、理学療法専門分野においては、臨床的な思考が可能となるように臨床実習での理解が深まるように、病院や施設との連携を強化して実力が養うことが出来るように援助していきたい。

自己評価

(3 ② 1)

理学療法学科においては、過去14年国家試験を受験し、11回全国平均を上回る結果を導き出している。また、3回100%合格を達成している。作業療法学科においては、10回国家試験を受験し、全国平均を上回っている。また、3年制に変更して最初の卒業生である今年度の卒業生も100%の合格率であった。

資料名記載

国家試験合格率一覧表
入学案内
学生異動一覧

基準9 臨床実習における産学連携

9-5 臨床実習指導者と教員との緊密な連携体制

考え方、方針

企業（病院・施設）との連携による臨床実習は、リハビリテーションの現場を経験し、理学療法の実践を学ぶ為の貴重な位置づけである。実習指導者のもとに、対象者と関わり、学生自身が一連の理学療法過程を実際に経験することを重要視している。

現状とそのプロセス

臨床実習期間中の学内指導体制として、学生一名に対して専任教員一名が主担当となる。実習開始前は、前回までの実習状況を専任教員間で引き継ぎ、情報を共有する。学生は自己課題、実習目標、実習計画について、担当教員と相談しながら実習チャートを作成する。実習期間中は、専任教員は実習指導者と電話連絡を定期的に行い、学習状況の把握に努める。学生は、一週間毎に学習状況を振り返り、メールで専任教員に報告する。このことにより、学習状況のみならず、学生の心境や悩みについて、些細な変化を見落とさず把握できる体制をとっている。実習訪問は、基本的には実習期間中に一度行うが、学習状況に応じて複数回実施する。また、事前に学習状況に困難さが予測される学生に対しては、専任教員が予め実習計画を立て、事前訪問して実習指導者と指導計画を作成し、定期的に現場を訪問しながら指導を進める教員介入型の指導プランを平成二十八年度より試みている。

特徴として強調したい点

臨床実習期間中に、問題が生じた後に対応するのではなく、学内での学習状況、前回までの実習状況を教員が十分把握し、予測的な計画に基づいて指導することを重要視している。臨床実習における経験内容、指導内容が一期間毎に断片的なものにならないように、コーディネートすることが専任教員の役割である。また、実習指導者に対して、臨床実習に至るまでの途中段階の学生の状況を理解していただくことも重要視しており、学内における OSCE（客観的臨床能力試験）等に積極的に参画して頂き、実習前から連携を強固にすることが、臨床実習指導における連携に繋がると考えている。

今後の課題

一部の学生に対して試みている教員介入型の臨床実習指導の教育的効果を検証する必要がある。その知見を基に、全学生に対する指導体制をより工夫し、ルーティン化することが課題である。

自己評価

(3 ② 1)

臨床実習指導者、専任教員、学生の三者一体となる体制を重視し、学生の成長過程に沿って、連続的な指導を可能にするために、専任教員が学生の学習状況を十分に把握し、各期の臨床実習指導において積極的にイニシアティブを取りながら学習を進める体制を整備している。

資料名記載

臨床実習学習チャート
臨床実習連絡表
臨床実習モデルプラン指導記録 (8w用)

資料「評価者コメントシート」(様式)

基準7 学修成果

7-2 資格修得から判断する学修成果

評価

(3 2 1)

理由

--

訪問調査・追加資料等で確認を要する点

--

優れている点/特徴として評価する点

--

更なる向上を期待する点

--

その他(自由記載欄)

--

基準9 臨床実習における産学連携

9-5 臨床実習指導者と教員との緊密な連携体制

評価

(3 2 1)

理由

--

訪問調査・追加資料等で確認を要する点

--

優れている点/特徴として評価する点

--

更なる向上を期待する点

--

その他（自由記載欄）

--

8. 第三者評価実施の組織・運営に関する検討

8.1. はじめに

本事業では、平成 26・27 年度事業の取組成果をベースとしながら、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程を対象とする第三者評価システムの構築・整備を進めてきた。3 年間に亘る継続的な取組により、前章までで報告してきたとおり、第三者評価システムとしての完成度は実運用レベルの水準に仕上がっている。

しかしながら、今後、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程に対する第三者評価を実施していくためには、いくつもの解決されなければならない課題がある。その最も大きな課題のひとつが、第三者評価の実施を担う組織・運営体制の構築・整備である。

本事業では、実施委員会及び分科会において、これからの第三者評価の実運用への展開を見据える視点から、第三者評価実施の組織・運営に関する検討も重ねてきた。そこで本章では、その検討結果について報告していきたい。なお、本章の末尾には、今後のさらなる検討のための参考資料として、大学等を対象に実施されている第三者評価の組織・運営体制の事例をまとめている。

8.2. 職業実践専門課程と第三者評価

8.2.1. 専門学校における学校評価の現状

近年、専門学校に限らず学校教育においては、教育の質保証や水準の維持・向上を図る狙いから、「学校評価」の重要性が増している。特に専門学校の場合には、平成 26 年度から、産学連携による実務的な専門知識・技術を組織的に行う専門課程を「職業実践専門課程」として認定する新制度の運用が始まり、職業実践教育の質保証、水準の維持向上を図るべく学校評価として、「自己点検・評価」と「学校関係者評価」の実施と公表が義務づけられることとなった。

理学療法士・作業療法士の養成課程には、専門学校（3 年制・4 年制）の他、4 年制大学、短期大学がある。大学の場合には、第三者評価の実施が義務化されているが、専門学校は上述のとおり、職業実践専門課程であっても第三者評価までは義務とされていない。つまり、学校種によって実施している学校評価に差異があるのが現状である。当該分野の専門教育に対する第三者評価を行う評価機関として、リハビリテーション教育評価機構があり、機関別評価・分野別評価を実施している。

8.2.2. 第三者評価の意義

「自己点検・評価」は、学校の教育理念や目標等に照らして、教育活動の実績を学校自身が自己評価し、今後の教育活動や学校運営等の計画を立て直し、改善を図っていく取組である。また、「学校関係者評価」は、就職先企業や卒業生、保護者、地域住民といった学校関係者による評価を検証し、教育活動や学校運営の見直し・改善に役立てていく取組である。いずれも、現状の問題等を明らかにし、その解決を講じていく方策であり、教育の質向上に対して有効な取組である。

しかしながら、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程に関して言えば、今後の学校評価をより一層徹底していくために、大学と同様に第三者評価を導入し、学校自身・学校関係者とは異なる第三者の目線による客観的な外部評価も重ねていく必要がある。外部評価を含む学校評価の複合的な実施と公表は、専門学校（職業実践専門課程）が社会に対して自らの教育実践に関する説明責任を果たすことを意味する。同時に、教育の質の高さを社会的に広く周知していくことにもなり、それは専門学校の振興・発展へとつながっていくはずである。

第三者評価にはこのような大きな意義がある一方で、職業実践専門課程における第三者評価の受審が義務付けられていない現状では、第三者評価の普及がスピーディーに進展していくと楽観することはできない。

8.2.3. 理学療法・作業療法分野の第三者評価実施に向けた課題

今後、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程において、第三者評価を継続して実施していくための課題として、実施委員会・分科会において論点となったのは次の4点である。

- ① 職業実践専門課程における第三者評価の義務化
- ② 第三者評価実施機関の設立・運営
- ③ 受審校の経費負担
- ④ 第三者評価基準の継続的な検証・改正

以下、これらの概要について説明する。

① 職業実践専門課程における第三者評価の義務化

前述の通り、職業実践専門課程で義務付けられている学校評価は、自己点検・評価と学校関係者評価のみで、第三者評価については任意の扱いである。自己点検・評価、学校関係者評価のいずれも実施に係る学校の負担は大きいため、これらに加えて第三者評価を導入す

るには、それ相応のコスト、労力を覚悟しなければならず、これが第三者評価実施の高いハードルとなっている。

今後の第三者評価の普及促進では、専門学校の団体等が、第三者評価の意義や学校にとっての利点等を周知・啓蒙していくアプローチも考えられるが、スピード感に難があるのは否めない。即効性が高いのは、職業実践専門課程の許認可において第三者評価の実施・公表を義務化するというやり方である。現時点において、第三者評価受審の義務化・法制化の動きはないが、第三者評価の普及促進を図る上で、これは有効な方策である。

② 第三者評価実施機関の設立・運営

多くの専門学校（職業実践専門課程）が第三者評価を継続的に受審できるようにするためには、第三者評価を実施する評価機関が必要となる。これは、本章のテーマであり、次の節で改めて報告することとしたい。

③ 受審校の経費負担

第三者評価の受審校には、受審そのものの経費の他、評価の実施に係る人的なコスト等も新たに生じることになる。東京都の場合には、評価に係る費用の半額が補助されるしくみが整っているが、第三者評価の普及を促進していくためには、受審校に対する経費面の何らかの公的助成も必要である。

④ 第三者評価基準の継続的な検証・改正

本事業で策定した理学療法・作業療法分野の第三者評価基準は、実運用レベルの内容・水準の完成度に仕上がっている。しかしながら、理学療法・作業療法の専門知識・技術や教育内容、教育手法、産学連携体制のあり方等、時間の流れの中で刻々と変化しているため、それに伴う形で、第三者評価基準も継続して検証・見直しを行い、最新動向に対応したものと改正していく必要がある。

8.3. 第三者評価実施機関に関する検討

8.3.1. 組織・運営体制

第三者評価実施を担う組織・運営体制として想定されるのは、大きく既存の組織による実施と、第三者評価を実施する新しい組織の設立のふたつである。第三者評価が義務化されていない現状を踏まえると、既存の組織による実施を検討するのが現実的である。

既存の組織で候補として考えられるのは、①専門学校の団体 ②第三者評価実施組織 ③職能団体である。

①の専門学校の団体とは、例えば、全国専修学校各種学校連合会や大阪府専修学校各種学

校連合会等の組織、あるいは理学療法・作業療法分野の専門学校の組織である全国専門学校リハビリテーション協会等が該当する。専門学校による組織であるため、専門学校や職業教育、学校運営に高い知見・ノウハウを有するといった優位性がある。その一方で、第三者評価に関するノウハウは有していないため、これを新たにどう獲得・蓄積するかという点に課題がある。

③の職能団体とは、日本理学療法士協会や日本作業療法士協会等で、理学療法・作業療法に関する高度な専門性を有するが、第三者評価の実施に際しては、①の専門学校の団体と同じような課題がある。また、学校運営及びそれに対する評価についてもノウハウを持っていない。

②の第三者評価実施組織とは、理学療法・作業療法分野の第三者評価を実施しているリハビリテーション教育評価機構、専門学校の機関別評価を実施している私立専門学校等評価研究機構、ビューティビジネス分野の専門職高等教育質保証機構をさしている。第三者評価の実施に関する実績とノウハウを有しているという大きなアドバンテージがある。しかし、これらの評価機関は、今回評価項目として策定した分野別評価項目に特色を持たせた第三者評価ではないため、理学療法・作業療法分野の職業実践教育の内容を反映した評価とはなり難い。

8.3.2. 実施内容

第三者評価は、その評価する内容から機関別評価と分野別評価に分けられるが、理学療法・作業療法分野では、これらを統一して実施することに意義がある。但し、上述した組織・運営体制の現状を踏まえると、機関別評価と分野別評価を同一の評価機関で実施することは難しい。機関別評価と分野別評価のそれぞれを異なる評価機関で受審するという方法も現実的な形であるだろう。

8.3.3. モデルケース

専門学校に対する第三者評価（機関別評価）を先行し多くの実施実績を有する私立専門学校等評価研究機構では、平成28年度の取組により「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み（案）」をまとめている。その中で、第三者評価組織のあり方に関する課題として、「評価組織の構成団体」と「学校運営に関する評価の取扱い」の2点を挙げている。

評価組織の構成団体に関する課題とは、評価組織の運営では当該分野の学校関係団体や関連業界団体、関連学会、国家資格の関連団体等が参加・協力して設置を進める動きがある一方で、新しい分野で業界が未成熟な場合には、独立した評価組織の設立が難しいという課題である。

学校運営に関する評価の取扱いとは、分野ごとの評価組織を設けた場合、分野別評価に重きが置かれ、学校運営（機関別評価）とのバランスが崩れる恐れがあるという課題である。

私立専門学校等評価研究機構では、このような課題解決に向けた速やかな対応策として、既存の評価組織が培ってきた第三者評価のノウハウを活かした 3 つの取組方のケースを提案している。以下、同機構の「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み（案）」から該当部分を引用して示したい。

① ケース 1

分野で設立した評価団体が既に存在している場合に、連絡協議会を設置し、学校運営等に関する評価方法などをサポートしながら、その団体における評価活動を進めてもらう取組。

② ケース 2

分野で評価団体を設立していない場合に、既存の評価組織の中に分野別の部会を設置し、分野関係者と既存の評価組織の委員が一体となって評価活動を行う取組。

③ ケース 3

新分野については、ケース②と同様に評価を行う部会を既存の評価組織内に設ける場合で、外部に設立するための支援を行う取組。

8.4. まとめ

本章では、理学療法・作業療法分野の職業実践専門課程における第三者評価の実施・展開に向けて、その最も大きな課題のひとつである第三者評価実施の組織・運営体制に関する検討結果の要点を報告した。ここでの検討により、ひとつの結論が導き出された訳ではないが、解決に向けた論点の抽出・整理、理学療法・作業療法分野の特徴を踏まえた解決の方向性や考え方は提示できたものと考えている。

最後に引用した私立専門学校等評価研究機構のモデルケースは、組織・運営に関するより具体的なものであるが、こうした他の事業の知見などを積極的に活用しながら、組織・運営体制のあり方と具体化について、引き続き検討し考察を深めていきたい。

（出典）

□特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構：「職業実践専門課程における分野横断的な第三者評価の仕組み（案）、文部科学省「職業実践専門課程」の第三者評価フォーラム 2017 大阪 配布資料

8.5. 組織・運営体制検討のための基礎資料

8.5.1. 組織体制・活動

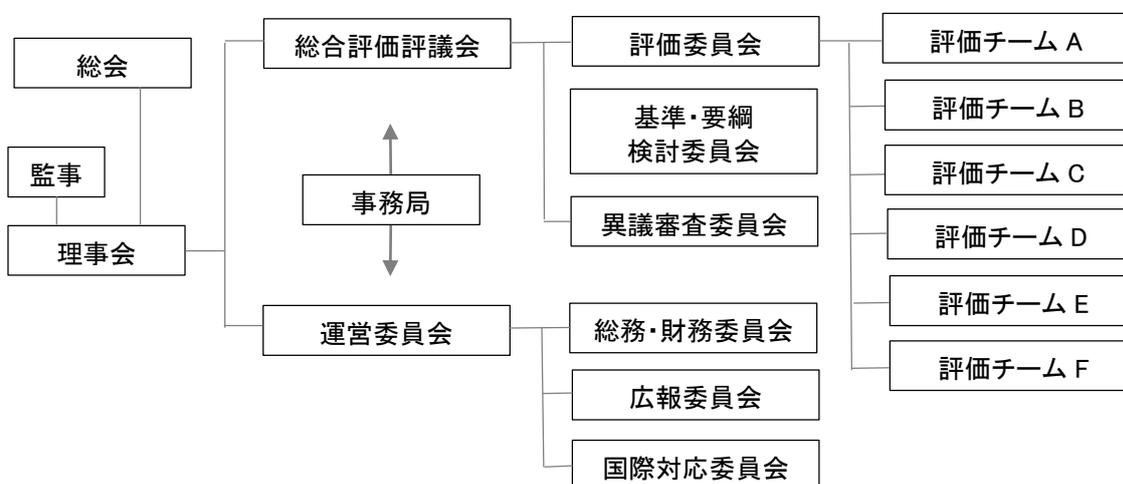
8.5.1.1. 薬学教育評価機構

(1) 組織体制

一般社団法人薬学教育評価機構の組織体制を以下に引用する。(同機構の概要については、「評価者育成事例」編を参照されたい。)

評価事業全体を司る組織として「総合評価評議会」が設けられ、その下部組織として「評価委員会」「基準・要綱検討委員会」「異議審査委員会」が設置されている。「評価委員会」は、同機構が実施する評価者研修の修了者から評価者を選任し、評価チームを編成する。評価チームによる書面調査・訪問調査を経て「評価チーム報告書」が作成され、それをもとに上部機関による「評価報告書(委員会案)」がまとめられる。その後、申請大学の異議申し立てを受け、評価委員会が「評価報告書原案」を作成し、総合評価評議会の審議を経て決定となる。評価委員会から独立した組織として異議審査委員会が配置されている。

図表 8.1 薬学教育評価機構の組織



(2) 活動

評価事業として、第三者評価の実施の他、評価実施員の養成(研修の開催)、『薬学教育評価ハンドブック』の改訂と大学への配布、評価基準の再構築、及び将来の薬剤師養成教育のあり方に関する若手教員を交えたワークショップの開催等の活動が平成 27 年度に実施されている。また、国際対応委員会では、評価基準の英訳の取組が進行している。

(出典)

□一般社団法人薬学教育評価機構：「組織・役員」

<http://www.jabpe.or.jp/about/organization.html>

□一般社団法人薬学教育評価機構：「平成 27 年度定時社員総会議事録」

http://jabpe.or.jp/activity/pdf/minutes_h27.pdf

8.5.1.2. 短期大学基準協会

(1) 組織体制

第三者評価に係る組織として、「第三者評価委員会」「自己点検・相互評価推進委員会」「第三者評価審査委員会」等、5つの委員会が設置されている。

「第三者評価委員会」の下には複数の分科会が設けられ、そこに具体的な評価作業を担当する評価チームを評価の対象となる大学ごとに編成する。評価チームの構成員は4名程度とされている。分科会で機関別評価原案を作成するが、財的資源の評価については分科会とは別に財務部会を置き、評価チーム・分科会と連携して評価を行う。この他、「第三者評価審査委員会」は異議申し立ての審査、「自己点検・相互評価推進委員会」は各短大の自己点検・評価活動及び短期大学間の相互評価の促進・支援をそれぞれ担当している。

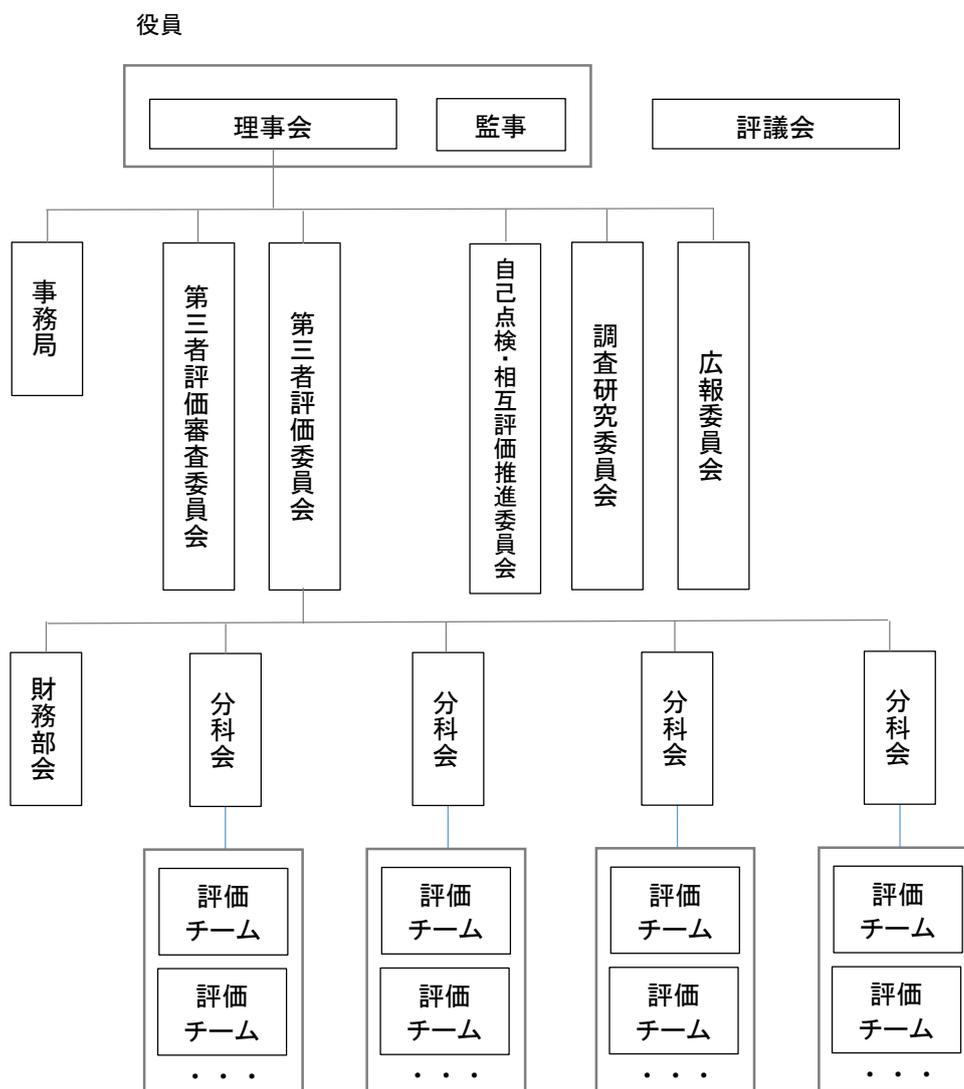
(2) 活動

第三者評価の実施、評価者研修の実施の他、特筆すべきものとして、自己点検・相互評価推進委員会が平成27年度の活動として開催した「第三者評価 ALO 説明会」が挙げられる。これは、第三者評価の実施に先立って行われた取組で、受審校において自己点検・評価や第三者評価を円滑に進める責任者（ALO：Accreditation Liaison Officer／第三者評価連絡調整責任者）、教員及び事務関係者等を対象とするもので、本協会のめざす第三者評価、実施体制、実施方法等に関する説明が行われた。

また、同委員会では、短期大学間の相互評価の相手校を選定する支援として、相互評価実施に関するデータを収集し、相互評価を希望する短期大学（会員）にデータを提供することを目的に、相互評価に関する情報提供の調査を実施した。併せて、相互評価を推進する取組も展開している。

調査研究委員会は「短期大学における主体的改革・改善に資する自己評価方法に関する調査研究」を重点課題と位置付けている。具体的な活動としては、平成20年度から「自己評価に資する学生調査」を行っている。ここでは、学習成果や短期大学への満足度や印象等について調査を実施し、その結果から学生参加型の授業形態を考える上での資料としている。

図表 8.2 短期大学基準協会の組織



(出典)

□一般財団法人短期大学基準協会：『短期大学基準協会 第三者評価要綱』

http://www.jaca.or.jp/assets/files/2-1_jigyoyoshiki/h29/h29_yoko.pdf

□一般財団法人短期大学基準：「平成 27 年度事業報告」

http://www.jaca.or.jp/assets/files/1-1_soshiki/h27/h27_jigyohokoku.pdf

□一般財団法人短期大学基準：「平成 28 年度事業計画」

http://www.jaca.or.jp/assets/files/1-1_soshiki/h28/h28_jigyokeikaku.pdf

8.5.1.3. 大学改革支援・学位授与機構

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構では、評価事業に係る組織（会議）として以下を設けている。

○大学機関別認証評価委員会

大学（短期大学及び法科大学院を除く。）からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について、審議を行う委員会。

大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者 30 人以内で組織されている。

評価の実施に際しては、対象大学の状況に応じた評価部会を編成する。評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置する。

○高等専門学校機関別認証評価委員会

高等専門学校からの要請に基づき機構が行う、教育研究等の総合的な状況についての評価（機関別認証評価）について、審議を行う委員会。

高等専門学校の校長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者 20 人以内で組織されている。

○法科大学院認証評価委員会

法科大学院からの要請に基づき機構が行う、教育活動等の状況についての評価（法科大学院認証評価）について、審議を行う委員会。

法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者 30 人以内で組織されている。

○国立大学教育研究評価委員会

国立大学法人法第 31 条の 3 第 1 項の規定により、国立大学法人評価委員会からの要請により機構が行う、国立大学及び大学共同利用機関の評価について、審議を行う委員会。

大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者 30 人以内で組織されている。

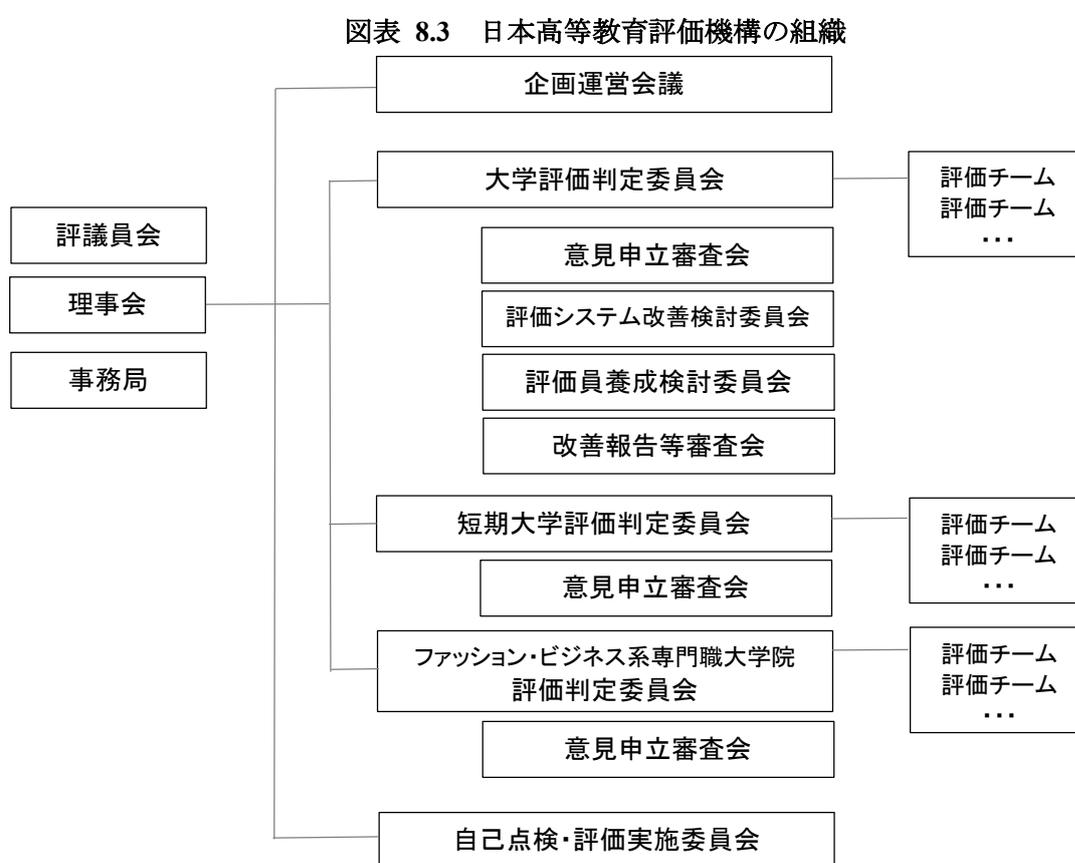
（出典）

□独立行政法人大学改革支援・学位授与機構：『大学機関別認証評価 実施大綱』

8.5.1.4. 日本高等教育評価機構

(1) 組織体制

公益財団法人日本高等教育評価機構の組織体制図を以下に引用する。



大学種別ごと（大学、短期大学、ファッション・ビジネス系専門職大学院）に、第三者評価を担当する「評価判定委員会」が設置され、内部組織として「異議申し立て審査会」、下部組織として「評価チーム」が置かれている。また、「大学評価判定委員会」には、「評価システム改善検討委員会」「評価員養成検討委員会」「改善報告等審査会」が設けられている。

個別の各テーマについて委員会や審議会が設定されている点が大きな特徴である。

(2) 活動

同機構では第三者評価実施以外にもさまざまな活動を展開している。

そのひとつとして、同機構の法人設立前の母体である日本私立大学協会から継続して行われている調査研究がある。例えば、「大学の学修成果に関する調査研究」や「評価員候補者の推進と登録に関する調査研究」（いずれも平成 25 年度）などがこれまでに実施されている。これらの調査研究は、評価システムの策定や改善への活用が目的とされている。また、「評価員セミナー」や「大学・短期大学機関別認証評価自己評価担当者説明会」など第三者評価の実施に係るセミナー・説明会も開催している。

(出典)

□公益財団法人日本高等教育評価機構：「組織と名簿」

<http://www.jiheer.or.jp/outline/organization.html>

□公益財団法人日本高等教育評価機構：「調査研究」

<http://www.jiheer.or.jp/research/>

□公益財団法人日本高等教育評価機構：「セミナー・説明会」

<http://www.jiheer.or.jp/seminar/>

8.5.1.5. 日本技術者教育認定機構

(1) 組織体制

一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）では、認定事業部門を設け、その中に認定の各業務に係る専門委員会を設置している。教育プログラム（技術教育の専門的な内容・方法等）を審査の対象とすることから、分野別の審査委員会も設けられている。委員会形式で運営されている点は他の事例と同様であるが、評価者育成研修の運営に特徴がある。具体的には、JABEE 自体が主催する評価者研修も実施されている他、電気学会や情報処理学会といった JABEE 正会員の学協会が主催する「審査講習会」が定期的で開催されている点である。

(2) 活動

JABEE では技術者教育の振興活動も幅広く展開している。この点について次のように説明・紹介している。

「JABEE は、教育プログラムの認定制度を通して大学等の高等教育機関の技術者教育プログラムのレベルアップを図るほか、シンポジウム、ワークショップ、広報・啓発等の教育振興活動を行っています。アウトカムベースの教育への改革、PDCA サイクルによる教育改

善、および技術者教育で特に重要なエンジニアリング・デザイン教育、チームワーク教育などをサポートします。世界の技術者教育認定団体の一致した考え方は、認定制度を使って教育の改善をしていこうというものです。JABEE が加盟しているワシントン協定がメンバーである **International Engineering Alliance** (国際エンジニアリング連盟) では継続的に技術者像の定義や、上記の技術者教育の重要なテーマを議論しています。JABEE はこれらの国際的な動きを把握し、最新の考え方を教育機関に紹介しています。」

(出典)

□一般社団法人日本技術者教育認定機構：「組織と定款」

<http://www.jabee.org/outline/constitution/>

□一般社団法人日本技術者教育認定機構：「技術者教育振興活動」

<http://www.jabee.org/activity/>

8.5.2. 各種の規程

8.5.2.1. 評価者の資格要件

評価者の資格要件としては、多くの事例に共通している点は以下のように整理することができる。

○受審対象の業務に関する実務経験

第三者評価の対象となる機関の業務についての一定の実務経験を規定するもので、これが「評価者研修」の受講前提条件となっているケースもある。

- ・ 「(目安として) 大学等での経験が 10 年以上」(日本高等教育評価機構)
- ・ 「原則として 40 歳以上で、当該分野に対して適切な専門能力を有すること」(日本技術者教育)
- ・ 「組織運営管理業務を 3 年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」または「福祉、医療、保健分野の有資格者又は学識経験者で、当該業務を 3 年以上経験」(全国社会福祉協議会)
- ・ 「病院の看護部長、副看護部長の経験者」または「病院の病棟看護師長以上の職を 3 年以上経験し、かつ病院管理に造詣が深い方」(日本医療機能評価機構(看護管理領域のサーベイヤー))

○評価者研修の受講・修了

評価者候補に推薦・選任された後、各組織の主催する評価者研修の受講・修了を要件としているケースがほとんどである。また、評価者研修も初任者研修と経験者に対する継続研修を分けて実施している事例もある。

例えば、短期大学基準協会では初めて評価者となる人を対象とする初任者研修会(半日)と、初任者を含む評価者全体を対象とする全体研修会(1日)が実施されている。また、福祉サービス第三者評価の研修会も初任者研修と継続研修があり、継続研修では第三者評価の実施状況や課題の理解、先進的な取組・困難な事例の検証を通して、評価者のレベルアップを図る内容が扱われている。

○研修受講・修了後の実務研修

一部の事例において、研修の受講・修了後に評価者としてすぐさま実務につくのではなく、一定の現場研修を義務としているケースもある。

例えば、日本技術者教育認定機構では評価者研修である「審査講習会」「審査員研修会」を受けることでオブザーバー(審査員になるための研修者)としての資格を得る。オブザーバーとして審査の実務に参加し、その経験を経て審査員へと昇格する。

また、日本医療機能評価機構の評価者も同様に研修を受けた後、OJTによる病院評価の実務経験を経て評価者と認められる。

8.5.2.2. 守秘義務・倫理等の規程

第三者評価という活動の特性から、評価者（評価機関）の守秘義務や倫理に係る規程が明確化されているケースがほとんどである。（形式的には、守秘義務・倫理等が分けられているもの、それらが一体化されたもののいずれもある。）

第三者評価の公平性や透明性などを担保する上で、このような規程を明確にしておくことは必須の要件ともいえる。規程の内容は受審対象機関の業務内容・分野の特徴等に依る部分が少ないことから、職業実践専門課程の第三者評価における規程を検討する上で、既存の先行する規程は大いに参考となるものと考えられる。

そこで以下では、いくつかの規程を参考事例として引用しておくこととする。詳細については各機関の Web サイト等を適宜参照されたい。

(1) 守秘義務の規程例

次に引用するのは、大学基準協会による「守秘義務に関する規程」の抜粋である。収集した情報の使用目的（第4条）や知り得た情報の漏えいの禁止（第5条）、情報の保存（第7条）など、評価者及び協会が遵守すべき事項が明記されている。

図表 8.4 大学基準協会 守秘義務に関する規程（一部）

<p>第3条 評価者は、第三者評価の目的及び意義を十分に理解し、大学の質的向上及び大学教育の改善に貢献することを使命とし、公正かつ誠実に評価活動に従事しなければならない。</p> <p>第4条 評価者は、評価活動を通じて収集した情報について、第三者評価以外の目的に使用してはならない。</p> <p>第5条 評価者は、第三者評価申請大学が提出した諸資料及び実地調査、その他評価活動を通じて得られた情報を第三者に漏えいしてはならない。なお、この定めは評価活動終了後も有効に存続するものとする。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる情報等については適用されないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実二 公表を前提として公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が作成した刊行物その他の資料等で、本協会が明らかにすることを許可したもの三 当該年度の第三者評価結果が本協会から公表された後における、当該年度に第三者評価申請を行ったすべての大学・学部・研究科名四 当該年度の第三者評価結果が本協会から公表された後における、当該年度の第
--

三者評価に従事したすべての評価者の氏名及び所属機関

第6条 評価者は、本協会事務局から送付された第三者評価申請大学に関する資料を、評価活動終了後、すみやかに本協会事務局に返却しなければならない。

第7条 本協会は、第三者評価申請大学が提出した諸資料について、次回以降の第三者評価のために1部保存するほかは、外部に漏えいすることのないよう、これを適切な方法で処分するものとする。

以下は、『「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づく学校評価マニュアル』に例示されている学校関係者評価における守秘義務規程である。上記の規程とほぼ同一の内容となっている。

図表 8.5 専修学校の学校関係者評価における守秘義務の規程例（一部）

〇〇専修学校

学校関係者評価における守秘義務に関する規程

第1条 〇〇専修学校が（以下「本校」という。）が実施する学校関係者評価（以下「関係者評価」という。）に従事する評価者は、関係者評価の目的及び意義を十分に理解し、本校の学校運営及び教育活動の改善・向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- （1）学校関係者評価に従事するすべての委員会の委員（本校の教職員を含む）
- （2）事務局業務の携わる教職員

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、学校関係者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、評価を通して閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- （1）評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- （2）公表を前提として本校が作成した刊行物その他の資料
- （3）当該年度の学校関係者評価結果が本校から公表された後における当該年度の学校関係者評価に従事したすべての評価者の職氏名

第5条 評価者は、本校事務局から送付された学校関係者評価に関する資料のうち未公表の資料及び本校が指定する資料は、評価活動終了後すみやかに本校事務局に返却しなければならない。

(2) 評価者倫理の規程例

以下に引用するのは、大学基準協会の倫理規程である。この規程では、評価者・協会事務局職員による利害関係者との関わり方について詳しく具体的に定められている。

図表 8.6 大学基準協会 倫理規程（一部）

<p>第4条 評価者及び本協会事務局職員は、以下の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none">一 利害関係者から金銭、物品の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものを含む。）を受けること。二 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。三 利害関係者から直接又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。四 利害関係者から供応接待を受けること。五 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。六 利害関係者と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。 <p>2 前項の規定にかかわらず、評価者及び本協会事務局職員は以下の各号に掲げる行為を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">一 利害関係者から宣伝用物品又は記念品（当該大学又は法人のロゴが入ったもの）であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。ただし、額面3千円を超えるような金券類の贈与を受けてはならない。二 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において、利害関係者から記念品の贈与を受けること。三 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車を利用すること（当該利害関係者の所属する大学の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。五 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。 <p>3 第1項の規定の適用については、評価者及び本協会事務局職員が、利害関係者から、物</p>
--

品を購入した場合、物品又は不動産の貸付けを受けた場合若しくは役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該評価者及び当該本協会事務局職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

第5条 評価者及び本協会事務局職員は、私的な関係（評価者及び本協会事務局職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な評価活動及び事業運営の実施に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

第6条 評価者及び本協会事務局職員は、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて、本協会の評価に関する講演、討論、講習、研修における指導若しくは知識の教授又は著述、監修若しくは編纂をしようとする場合は、あらかじめ本協会事務局長の承認を得なければならない。

次に掲載するのは日本技術者教育認定機構が定めている審査員倫理規定である。規定1は利益相反、2は守秘義務、3は情報等の取り扱いについての規定で、規定4と5で議論や判断、公正な審査について明記がなされている。

図表 8.7 日本技術者教育認定機構の審査員倫理規定

本規定は、「認定・審査の手順と方法」の「審査チームの構成及び調整申し立て」にある「審査チームの構成基準」に基づき構成される審査チームの構成員（審査長、審査員（審査長から副審査長に指名された者を含む）、およびオブザーバー）が遵守を求められている審査員倫理規定である。審査チームの構成員は次の事項を守らねばならない。

1. 審査チームの構成員委嘱に関する利益相反の排除

審査チームの構成員に依頼された場合に、利益相反の事実あるいは可能性があれば、JABEE または依頼元の審査チーム派遣機関に迅速に申し出ること。特に以下の項目のいずれかに該当する場合には必ず申し出なければならない。

- 1) プログラムと利害関係のある者（現職の教職員、元教職員、名誉教授、当該プログラムで科目を現在担当している非常勤講師、卒業生など）は、当該プログラムを対象とする審査チームの構成員になることはできない。
- 2) 大学および大学校の現職の理事長、理事、学長および校長は、すべてのプログラムに対する審査チームの構成員になることはできない。
- 3) 高等専門学校（国立高等専門学校機構（以下高専機構と略）を含む）の現職の理事長、理事および校長は、すべてのプログラムに対する審査チームの構成員になるこ

とはできない。

- 4) 高専機構に属する高等専門学校¹の現職の教職員で、前項3)に該当しない者は高専機構に属する高等専門学校¹のプログラムの審査長および副審査長になることはできない。
- 5) 当該年度に受審するプログラムの JABEE 対応責任者およびプログラム責任者は審査長になることはできない。

2. 審査チームの構成員の守秘義務

審査チームの構成員は審査に係わる資料および情報について、当該プログラムの審査チームの構成員、日本技術者教育認定機構（JABEE）および学協会の常置の審査関係委員会委員、ならびに、当該プログラムが所属する高等教育機関(高専機構の場合には高等専門学校)で同一年度に審査するプログラムの審査チームの構成員(以下、審査関係者と呼ぶ)以外に公開、口外してはならない。

3. 審査関係者の文書、情報の取り扱いと目的外使用禁止

自己点検書および審査に関連した文書（機密書類）および情報は、審査関係者が審査目的のみに使用するものとする。高等教育機関から審査のために提供された資料については当該高等教育機関の許可なしに審査関係者以外への閲覧、貸し出し、コピー配布等を行ってはならない。機密書類には自己点検書、審査報告書の他 JABEE あるいは学協会が指定した書類が含まれる。機密書類かどうか判断に迷う場合には JABEE あるいは学協会に問い合わせ確認すること。なお、機密書類は日本技術者教育認定機構および当該学協会の常置の審査委員会が別に定める期間保管する。

4. 審査チームの構成員が回避すべき議論・判断

審査中に審査チームの構成員個人あるいは関係する組織の利害を伴う議論が行なわれた場合は退席し、そうした議論や判断には加わらないこと。

5. 審査チームの構成員に求められる公正な審査と判断

審査チームの構成員は教育の質的改善を当該高等教育機関と共に行う立場に立ち、公正な審査と判断を下すこと。

(3) 評価倫理ガイドライン

日本評価学会では、倫理規程という形式ではなく、評価者に対する行動指針として『評価倫理ガイドライン』を策定している（2012年）。

このガイドラインでは、冒頭においてまず評価に携わる者が従うべき7つの「基本原則」が提示されている。次の図表に示されるように、「倫理に関する4つの基本原則」と「方法論に関する3つの基本原則」で構成されている。前者は評価者としての態度、後者はスキルに関する原則とみることできる。

さらにこれに続けて、①準備・設計、②実施、③レポーティング、④評価結果の活用という評価の4つフェーズ（段階）ごとに、評価者としての「行動指針」が列記されている。

図表 8.8 「評価倫理ガイドライン」で示されている基本原則

<p>(倫理に関する基本原則群)</p> <p>1. 公共の利益への責任 評価に携わる者は、評価を通じ、特定の人々だけではなく、公共の利益に貢献する責任を有する。</p> <p>2. 誠実 評価に携わる者は、評価の全てのプロセスにおいて、誠実かつ公正に職務を行う。</p> <p>3. 人々への敬意 評価に携わる者は、情報提供者、受益者等の評価に関わる広範な人々の文化的・社会的な背景に配慮し、人々の安全と人としての尊厳を尊重する。</p> <p>4. 独立性 評価に携わる者は、評価の客観性を損なう圧力を排除し、評価者をはじめとする関係者の独立性を重んじる。</p> <p>(方法論に関する基本原則群)</p> <p>5. 体系的調査 評価に携わる者は、どのような評価においても、体系的かつデータに基づいた評価を行う。</p> <p>6. 有用性 評価に携わる者は、評価結果を意思決定に活用する者に有用な評価情報を提供できるように、評価の設計、調査・分析、及び報告を行う。</p> <p>7. 専門的能力の保持・研鑽 評価に携わる者は、評価に必要とされる専門的能力を保持し、その研鑽に努める</p>
--

「行動指針」は評価の各フェーズについて、上記の7つの基本原則に沿って評価者がとるべき行動・態度が示されている。「行動指針」のうち、「実施」フェーズにおける記述を以下に引用する。紙幅の都合上、すべてを引用できないため、ここで引用する以外の内容は『評価倫理ガイドライン』を参照されたい。

図表 8.9 『評価倫理ガイドライン』の「行動指針」(実施段階・抜粋)

<p>(公共の利益)</p> <ul style="list-style-type: none">評価を行う者は、評価過程で調査対象に関する社会的・公共的観点からみて深刻な問題を発見した場合、関係者の権利の侵害が生じない限りにおいて、早急に依頼者に報告する。 <p>(誠実さ)</p> <ul style="list-style-type: none">評価を行う者は、調査対象者に対して誠実に接する。当該調査について疑問を出されたり、批判を受けたりした場合には、それらの声に真摯に耳を傾け、納得が得られる

よう努力する。

- ・ 評価を行う者は、評価の実施に求められる能力が自分自身の能力を超える状況に直面した場合、その限界を依頼者に伝える。

(人々への敬意)

- ・ 評価を行う者は、調査対象者の社会的・組織的立場の保全及び、身体的・精神的負担軽減に、最大限に配慮する。特に、調査対象者が、組織的圧力を受けず、自由に発言できるように配慮する。

(独立性)

- ・ 評価を行う者は、評価における利害関係者から独立した立場で、データ収集・分析を行う。

(体系的調査)

- ・ 評価を行う者は、得られた情報が十分に妥当かつ信頼できるものになるよう、複数の方法を用いて情報を収集し、多様な角度から検証を行う。
- ・ 評価を行う者は、調査で得られたデータを調査中だけでなく調査後も厳正に管理し、各データについて、情報源、収集方法、収集環境、準備プロセスについての記録も保存する。また、評価を依頼する者との合意に基づき、適切な時期に、当該データを廃棄する。

(有用性)

- ・ 評価を行う者は、評価のための調査を実施することの有用性が、それに伴う調査対象者のリスクや不利益に優先されるものであるかを、慎重に判断しなくてはならない。
- ・ 評価を行う者は、体系的調査の実施コストと、当該評価に求められている有用性のバランスを考慮し、調査手順は現実的かつ効率的なものとする。

(専門的能力の保持)

- ・ 評価を行う者は、当該評価の実施に必要とされる専門的知識、技術及び経験を有していなくてはならない。
- ・ 評価を行う者は、評価業務に必要とされる専門的知識、技術及び経験の一部を欠いている場合は、他の専門家から適切な助言と支援を得るとともに、それでも専門的能力の不足が解決しない場合には、当該評価の実施を辞退しなくてはならない。
- ・ 評価を行う者は、常にその専門的能力の維持と研鑽に努めなければならない

(出典)

□公益財団法人大学基準協会：「守秘義務に関する規程」

http://juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2015/kitei_07.pdf

□特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構：『専修学校における学校評価ガイドライン』に基づく学校評価マニュアル』

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2014/05/30/1348119_01.pdf

□公益財団法人大学基準協会：「評価者及び本協会事務局職員倫理規程」

http://juaa.or.jp/images/accreditation/pdf/handbook/university/2015/kitei_08.pdf

□一般社団法人日本技術者教育認定機構：「審査員倫理規定」

http://www.jabee.org/accreditation/basis/examination_doc/

□特定非営利活動法人日本評価学会：『評価倫理ガイドライン』

http://evaluationjp.org/files/JES_Guidelines_for_the_Ethical_Conduct_of_Evaluations20121201.pdf

資料 第三者評価基準（2016年度版）

- (1) 第三者評価 評価基準項目
- (2) 第三者評価 評価基準要綱（2016年度版 Ver.1）
- (3) 第三者評価 実施要領〔分野別第三者評価試行案〕
- (4) 自己評価報告書作成手引書〈受審校用〉〔分野別第三者評価試行案〕
- (5) 自己評価報告書（書式）
- (6) 第三者評価 評価実施手引書〈評価者用〉〔分野別第三者評価試行案〕
- (7) 第三者評価報告書（書式）

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

「理学療法・作業療法の職業実践専門課程の第三者評価等に係る先進的取組の推進」事業

事業成果報告書

発行日 平成 29 年 3 月

発行元 学校法人福田学園 大阪リハビリテーション専門学校
